

## 一関市告示第24号

一関農業振興地域整備計画を、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により変更するので、同条第4項及び第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び当該計画を変更しようとする理由を記載した書面(以下「変更理由書」という。)を次により縦覧に供する。

当市に住民登録している者は、縦覧期間満了の日までに、当該計画の変更案について、市に意見書を提出することができる。

また、当該計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年3月18日までに、市にこれを申し出ることができる。

なお、当該計画の変更案及び変更理由書は、下記の縦覧場所に備えておいて、縦覧に供する。

令和8年1月27日



一関市長 佐藤 善仁



### 1 一関農業振興地域整備計画変更案の縦覧期間

自 令和8年1月28日

至 令和8年2月27日

### 2 一関農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所

一関市役所内農林部農政推進課 一関市竹山町7番2号

一関市役所花泉支所内産業建設課 一関市花泉町涌津字一ノ町29番地

一関市役所大東支所内産業建設課 一関市大東町大原字川内41番地2

一関市役所千厩支所内産業建設課 一関市千厩町千厩字北方174番地

一関市役所東山支所内産業建設課 一関市東山町長坂字西本町105番地1

一関市役所室根支所内産業建設課 一関市室根町折壁字八幡沖345番地

一関市役所川崎支所内産業建設課 一関市川崎町薄衣字諏訪前137番地

一関市役所藤沢支所内産業建設課 一関市藤沢町藤沢字町裏187番地

### 3 意見書の処理

法第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定により、当該計画の変更を決定した旨の公告と併せて、提出された意見書の要旨及び処理の結果を公告する。

## 一関農業振興地域整備計画を変更しようとする理由書

### 【変更理由】

本計画は、農村の活性化や他産業との関わり等を考慮しながら、今後10年間の農業振興の方向を定めているものであるが、社会・経済事情等の変動に伴い、土地固有の価値を最大限に発揮できる用途が変化している状況である。

この状況の変化に対応するため、集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行に係る区域内にある農用地については、農用区域に編入するとともに、他の用途への転換が見込まれる農用地については、農業振興等に支障がないことを前提に農用区域から除外するため、所要の調整を経て、本計画のうち農用地利用計画を変更するものである。

変更の明細は、別紙のとおり（様式第3号別添1～3を添付する）。

〈様式第3号別添1〉

1. 農用地利用計画の変更概要

(1) 土地利用の状況 (変更前の状況)

単位:ha

	総面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野	その他	
		田	畑	樹園地						
行政区域	125,642.0	22,741.8	13,814.6	8,001.2	926.0	0.0	0.0	151.8	76,474.5	26,273.9
農業振興地域	90,266.2	21,305.0	12,801.4	7,581.3	922.3	0.0	0.0	151.8	62,069.8	6,739.6
農用地 区域	現況	19,152.8	19,007.8	12,332.8	5,815.9	859.1	0.0	0.0	145.0	0.0
	用途区分		19,007.8				0.0	0.0	145.0	

(2) 農用地利用計画の変更 (変更詳細は次ページ)

単位:ha

変更内訳	増減面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野	
		田	畑	樹園地					
除外	現況	△3.6	△3.6	△1.5	△2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分	△3.6				0.0	0.0	0.0	
編入	現況	10.2	10.0	8.7	1.3	0.0	0.0	0.2	0.0
	用途区分	10.2				0.0	0.0	0.2	
用途変更	現況	0.0	△1.1	0.0	△1.1	0.0	0.0	1.1	0.0
	用途区分		△1.1			0.0	0.0	1.1	
計	現況	6.6	5.3	7.2	△1.9	0.0	0.0	1.3	0.0
	用途区分		5.3			0.0	0.0	1.3	

(3) 変更後の農用地利用計画 (今後管理する農用地区域)

単位:ha

農用地 区域	総面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野	
		田	畑	樹園地					
現況	19,159.4	19,013.2	12,340.0	5,814.0	859.1	0.0	0.0	146.2	0.0
用途区分		19,013.2				0.0	0.0	146.2	

※「現況」の総面積と「用途区分」の総面積を合わせる。

〈様式第3号別添2〉

(2) 農用地利用計画の変更内容

(前ページ(2)の内訳)

単位:m<sup>2</sup>

変更理由	件数	土地区分	増減面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野	備考
				田	畑	樹園地					
除外申請 (事業計画者)	16	現況	△36,007.2	△36,007.2	△15,035.0	△20,972.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分	△36,007.2				0.0	0.0	0.0		
携帯基地局 (届出)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分	0.0				0.0	0.0	0.0		
定義除外 (集落介在)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分	0.0				0.0	0.0	0.0		
定義除外 (適用外)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分	0.0				0.0	0.0	0.0		
非農地 (証明書)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分	0.0				0.0	0.0	0.0		
公共事業		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分	0.0				0.0	0.0	0.0		
除外小計	16	現況	△36,007.2	△36,007.2	△15,035.0	△20,972.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分	△36,007.2				0.0	0.0	0.0		
編入	41	現況	102,266.7	100,317.0	86,866.0	13,451.0	0.0	0.0	0.0	1,949.7	0.0
		用途区分	102,266.7	100,317.0			0.0	0.0	0.0	1,949.7	
編入小計	44	現況	102,266.7	100,317.0	86,866.0	13,451.0	0.0	0.0	0.0	1,949.7	0.0
		用途区分	102,266.7	100,317.0			0.0	0.0	0.0	1,949.7	
用途変更	3	現況	0.0	△10,764.0	0.0	△10,764.0	0.0	0.0	0.0	10,764.0	0.0
		用途区分	0.0	△10,764.0			0.0	0.0	0.0	10,764.0	
用途変更小計	3	現況	0.0	△10,764.0	0.0	△10,764.0	0.0	0.0	0.0	10,764.0	0.0
		用途区分	0.0	△10,764.0			0.0	0.0	0.0	10,764.0	
合計	63	現況	66,259.5	53,545.8	71,831.0	△18,285.2	0.0	0.0	0.0	12,713.7	0.0
		用途区分	66,259.5	53,545.8			0.0	0.0	0.0	12,713.7	

(様式第3号別添3)

## 令和7年度 農業振興地域農用地区域 除外申出一覧

除外No	地域	土地の所在・地番	登記地目	現況地目	登記面積	計画面積	内農用地面積	除外理由 根拠法令等	農地区分	土地改良区名	中山間対象農地	多面的対象農地
101	1一関	一関市舞川字清水 76	畑	畑	2,834㎡	2,834.00㎡	2,834.00㎡	太陽光発電施設建設 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
101	1一関	一関市舞川字清水 77	畑	畑	2,901㎡	2,901.00㎡	2,901.00㎡	太陽光発電施設建設 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
102	1一関	一関市赤荻字笹谷 144-1	田	田	409㎡	409.00㎡	409.00㎡	一般住宅建設 農振法第13条第2項	1種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
102	1一関	一関市赤荻字笹谷 148-1	畑	畑	118㎡	118.00㎡	118.00㎡	一般住宅建設 農振法第13条第2項	1種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
103	1一関	一関市真柴字大平 57-1	田	田	3,048㎡	3,048.00㎡	3,048.00㎡	駐車場整備および事業用倉庫建設 農振法第13条第2項	1種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
201	2花泉	一関市花泉町金沢字内ノ目 36-2	田	田	332㎡	332.00㎡	332.00㎡	駐車場整備 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
301	3大東	大原字樽原 33-1	畑	畑	2,661㎡	2,661.00㎡	2,661.00㎡	一般住宅建設 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
302	3大東	沖田字堀合 16-5	畑	田	353㎡	353.00㎡	353.00㎡	居宅間の通路整備 農振法第13条第2項	1種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし

(様式第3号別添3)

## 令和7年度 農業振興地域農用地区域 除外申出一覧

除外No	地域	土地の所在・地番	登記地目	現況地目	登記面積	計画面積	内農用地面積	除外理由 根拠法令等	農地区分	土地改良区名	中山間対象農地	多面的対象農地
303	3大東	猿沢字伊沢田南沢 21-3	田	田	2,640㎡	1,222.00㎡	1,222.00㎡	駐車場整備 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
401	4千厩	奥玉字尼寺沢 19	畑	畑	2,808㎡	662.52㎡	662.52㎡	蓄電池及び資材置場整備 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
401	4千厩	奥玉字尼寺沢 29-8	畑	畑	3,032㎡	3,032.00㎡	3,032.00㎡	蓄電池及び資材置場整備 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
402	4千厩	千厩字西中沢 19-1	畑	畑	4,201㎡	703㎡	703㎡	一般住宅建設 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
601	6室根	室根町折壁字新館前 202-1	畑	畑	1,997㎡	663.68㎡	663.68㎡	一般住宅建設 農振法第13条第2項	1種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
603	6室根	室根町折壁字温坪 123-2	田	田	542㎡	190.00㎡	190.00㎡	駐車場整備 農振法第13条第2項	1種農地	一関東部土地改良区	2 対象農地なし	2 対象農地なし
802	8藤沢	藤沢字古川 38-2	田	田	1,785㎡	1,785.00㎡	1,785.00㎡	太陽光発電施設建設 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
802	8藤沢	藤沢字古川 39-1	田	田	392㎡	392.00㎡	392.00㎡	太陽光発電施設建設 農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし

(様式第3号別添3)

令和7年度 農業振興地域農用地区域 除外申出一覧

除外No	地域	土地の所在・地番		登記地目	現況地目	登記面積	計画面積	内農用地面積	除外理由 根拠法令等		農地区分	土地改良区名	中山間対象農地	多面的対象農地
									太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項				
802	8藤沢	藤沢字古川	40-1	畑	畑	887㎡	887.00㎡	887.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
802	8藤沢	藤沢字古川	40-5	田	田	4,184㎡	4,184.00㎡	4,184.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
802	8藤沢	藤沢字古川	38-1	畑	畑	303㎡	303.00㎡	303.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
802	8藤沢	藤沢字古川	49-1	畑	畑	4,135㎡	2,089.00㎡	2,089.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
803	8藤沢	西口字切付	379	原野	原野	1,782㎡	1,782.00㎡	1,782.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
804	8藤沢	藤沢字板橋	66-1	畑	畑	1,377㎡	1,377.00㎡	1,377.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
805	8藤沢	藤沢字舟木	107-1	田	田	1,338㎡	1,338.00㎡	1,338.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
805	8藤沢	藤沢字舟木	125-11	畑	畑	1,515㎡	1,515.00㎡	1,515.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし

(様式第3号別添3)

令和7年度 農業振興地域農用地区域 除外申出一覧

除外No	地域	土地の所在・地番		登記地目	現況地目	登記面積	計画面積	内農用地面積	除外理由 根拠法令等		農地区分	土地改良区名	中山間対象農地	多面的対象農地
									太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項				
806	8藤沢	黄海字山中	137-77	畑	畑	1,226㎡	1,226.00㎡	1,226.00㎡	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
						46,800㎡	36,007.20㎡	36,007.20㎡						
								15,035.00㎡						
								20,972.20㎡						

(様式第3号別添3)

令和7年度用途変更申出一覧

用変No	地域	土地の所在・地番	登記地目	現況地目	登記面積	計画面積	内農用地面積	農業用施設→農地	用途変更理由	農地区分	土地改良区名	中山間対象農地	多面的対象農地
801	8藤沢	大籠字上馬野沢 8-1	牧場	牧場	16,433.00㎡	1,242.00㎡	1,242.00㎡		農業用施設	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
801	8藤沢	大籠字上馬野沢 8-2	牧場	牧場	50,484.00㎡	24,422.00㎡	24,422.00㎡		農業用施設	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
802	8藤沢	黄海字京ノ沢 425	畑	畑	18,048.00㎡	12,242.00㎡	12,242.00㎡		農業用施設	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
802	8藤沢	黄海字京ノ沢 428	畑	畑	27,796.00㎡	27,796.00㎡	27,796.00㎡		農業用施設	2種農地	なし	2 対象農地なし	2 対象農地なし
803	8藤沢	黄海字八景下 279	畑	畑				4,669.00㎡	事業計画の変更				
803	8藤沢	黄海字八景下 288	畑	畑				9,464.00㎡	事業計画の変更				
803	8藤沢	黄海字八景下 290	畑	畑				18,996.00㎡	事業計画の変更				
803	8藤沢	黄海字八景下 299	畑	畑				3,310.00㎡	事業計画の変更				
803	8藤沢	黄海字八景下 301	畑	畑				8,222.00㎡	事業計画の変更				

(様式第3号別添3)

令和7年度用途変更申出一覧

用変No	地域	土地の所在・地番	登記地目	現況地目	登記面積	計画面積	内農用地面積	農業用施設→農地	用途変更理由	農地区分	土地改良区名	中山間対象農地	多面的対象農地
803	8藤沢	黄海字八景下 305	畑	畑				10,277.00㎡	事業計画の変更				
					112,761.00㎡	65,702.00㎡	65,702.00㎡	54,938.00㎡					
								農業用施設用地の増加面積	10,764.00㎡				

田 0

畑 10,764.00㎡ ※ №801の地目牧場については採草放牧地が農振計画に計上されていないため、預として取扱い(畑→農業用施設)とする。

(様式第3号別添3)

## 令和7年度農用地区域編入申出一覧

編入No	地域	土地の所在・地番	登記地目	現況地目	登記面積	編入面積	編入理由
101	1一関	萩荘字上中田 86	田	田	2,063.00㎡	2,063.00㎡	その他(転用許可適用条項を満たすことができなかったため)
101	1一関	萩荘字上中田 88-1	田	田	1,005.00㎡	1,005.00㎡	その他(転用許可適用条項を満たすことができなかったため)
101	1一関	萩荘字上中田 88-2	田	田	686.00㎡	686.00㎡	その他(転用許可適用条項を満たすことができなかったため)
101	1一関	萩荘字上中田 89	田	田	682.00㎡	682.00㎡	その他(転用許可適用条項を満たすことができなかったため)
101	1一関	萩荘字上中田 90	田	田	680.00㎡	680.00㎡	その他(転用許可適用条項を満たすことができなかったため)
101	1一関	萩荘字上中田 91	田	田	1,017.00㎡	1,017.00㎡	その他(転用許可適用条項を満たすことができなかったため)
101	1一関	萩荘字上中田 92	田	田	1,021.00㎡	1,021.00㎡	その他(転用許可適用条項を満たすことができなかったため)
301	3大東	大原字勝善 36-3	田	田	238.00㎡	238.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
301	3大東	大原字勝善 36-4	田	田	206.00㎡	206.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
301	3大東	大原字勝善 39-3	田	田	509.00㎡	509.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
302	3大東	大原字清水田 4-3	田	田	3,238.00㎡	3,238.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
303	3大東	大原字長泉寺先 3	田	田	1,195.00㎡	1,195.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
304	3大東	大原字烏神 31	田	田	269.00㎡	269.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
305	3大東	大原字稗ノ沢 15-3	畑	畑	1,181.00㎡	1,181.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
305	3大東	大原字稗ノ沢 15-12	田	田	69.00㎡	69.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
305	3大東	大原字稗ノ沢 16-1	田	田	241.00㎡	241.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
305	3大東	大原字稗ノ沢 21-5	田	田	1,636.00㎡	1,636.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
305	3大東	大原字稗ノ沢 21-12	田	田	1,323.00㎡	1,323.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
306	3大東	大原字烏神 81	田	田	577.00㎡	577.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
306	3大東	大原字烏神 82-1	田	田	476.00㎡	476.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため

(様式第3号別添3)

## 令和7年度農用地区域編入申出一覧

編入No	地域	土地の所在・地番	登記地目	現況地目	登記面積	編入面積	編入理由
307	3大東	大原字清水田 6	田	田	1,977.00㎡	1,977.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
308	3大東	大原字有南田 91-5	畑	畑	228.00㎡	228.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
308	3大東	大原字有南田 91-10	田	田	652.00㎡	652.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
308	3大東	大原字有南田 97-6	田	田	636.00㎡	636.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
308	3大東	大原字有南田 97-12	畑	畑	154.00㎡	154.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
309	3大東	大原字有南田 91-6	田	田	497.00㎡	497.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
309	3大東	大原字有南田 93	田	田	1,727.00㎡	1,727.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
309	3大東	大原字有南田 95-1	田	田	790.00㎡	790.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
309	3大東	大原字有南田 95-2	田	田	400.00㎡	400.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
310	3大東	大原字有南田 63-5	田	田	1,918.00㎡	1,918.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
311	3大東	大原字有南田 91-4	田	田	1,232.00㎡	1,232.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
312	3大東	大原字稗ノ沢 21-11	畑	畑	177.00㎡	177.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
313	3大東	大原字稗ノ沢 9-1	田	田	1,316.00㎡	1,316.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
314	3大東	大原字有南田 21-11	田	田	969.00㎡	969.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
315	3大東	大原字稗ノ沢 8-3	原野	原野	479.00㎡	479.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
316	3大東	大原字有南田 36-2	田	田	911.00㎡	911.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
317	3大東	大原字長泉寺先 5	田	田	2,245.00㎡	2,245.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
317	3大東	大原字長泉寺先 12-6	田	田	621.00㎡	621.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
318	3大東	大原字有南田 96	田	田	2,922.00㎡	2,922.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
319	3大東	大原字長泉寺先 2-3	田	田	288.00㎡	288.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため

## 令和7年度農用地区域編入申出一覧

編入No	地域	土地の所在・地番		登記地目	現況地目	登記面積	編入面積	編入理由
319	3大東	大原字長泉寺先	3-4	田	田	1,549.00㎡	1,549.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
320	3大東	大原字有南田	97-10	田	田	901.00㎡	901.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
321	3大東	大原字長泉寺先	5-2	田	田	1,380.00㎡	1,380.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
321	3大東	大原字長泉寺先	7-2	畑	畑	632.00㎡	632.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
321	3大東	大原字長泉寺先	7-6	畑	畑	94.00㎡	94.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
321	3大東	大原字長泉寺先	8-14	田	田	46.00㎡	46.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
322	3大東	大原字有南田	87-1	田	田	3,005.00㎡	3,005.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
323	3大東	大原字稗ノ沢	24-1	田	田	767.00㎡	767.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
324	3大東	大原字長泉寺先	4-1	田	田	2,837.00㎡	2,837.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
324	3大東	大原字長泉寺先	4-2	田	田	163.00㎡	163.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
325	3大東	大原字有南田	54-1	田	田	1,413.00㎡	1,413.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
325	3大東	大原字有南田	54-2	田	田	723.00㎡	723.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
325	3大東	大原字有南田	55-2	田	田	232.00㎡	232.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
326	3大東	大原字清水田	7	田	田	10,915.00㎡	10,915.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
326	3大東	大原字清水田	7-1	田	田	866.00㎡	866.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
327	3大東	大原字長泉寺先	6-3	田	田	2,254.00㎡	2,254.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
327	3大東	大原字長泉寺先	6-4	田	田	82.00㎡	82.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
328	3大東	大原字清水田	5	田	田	3,302.00㎡	3,302.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
328	3大東	大原字長泉寺先	1-4	田	田	2,145.00㎡	2,145.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
328	3大東	大原字長泉寺先	3-6	畑	畑	293.00㎡	293.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため

## 令和7年度農用地区域編入申出一覧

編入No	地域	土地の所在・地番		登記地目	現況地目	登記面積	編入面積	編入理由
329	3大東	大原字長泉寺先	1-1	田	田	518.00㎡	518.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
329	3大東	大原字長泉寺先	1-2	田	田	539.00㎡	539.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
329	3大東	大原字長泉寺先	1-3	田	田	490.00㎡	490.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
329	3大東	大原字長泉寺先	3-5	畑	畑	460.00㎡	460.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
330	3大東	大原字長泉寺先	7-3	畑	畑	23.00㎡	23.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
330	3大東	大原字長泉寺先	7-4	畑	畑	17.00㎡	17.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
330	3大東	大原字長泉寺先	8-10	田	田	1,440.00㎡	1,440.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
331	3大東	大原字稗ノ沢	13	田	田	1,975.00㎡	1,975.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
332	3大東	大原字有南田	97-3	田	田	2,048.00㎡	2,048.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
332	3大東	大原字有南田	97-7	田	田	477.00㎡	477.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
333	3大東	大原字清水田	8-3	田	田	2,439.00㎡	2,439.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
334	3大東	大原字山吹	205-11	畑	畑	94.00㎡	94.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
334	3大東	大原字山吹	212-1	田	田	3,097.00㎡	3,097.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
501	5東山	長坂字平林	9	畑	畑	2,197.00㎡	2,197.00㎡	その他(除外申出後、計画していた事業を中止したため)
501	5東山	長坂字平林	11-1	畑	畑	4,435.00㎡	4,435.00㎡	その他(除外申出後、計画していた事業を中止したため)
501	5東山	長坂字平林	25	畑	畑	1,167.00㎡	1,167.00㎡	その他(除外申出後、計画していた事業を中止したため)
501	5東山	長坂字平林	11-3	畑	畑	491.00㎡	491.00㎡	その他(除外申出後、計画していた事業を中止したため)
501	5東山	長坂字平林	11-5	畑	畑	140.00㎡	140.00㎡	その他(除外申出後、計画していた事業を中止したため)
502	5東山	松川字岩ノ下沖	30-2	田	田	803.00㎡	803.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
503	5東山	長坂字館合	90	畑	畑	1,668.00㎡	1,668.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため

## 令和7年度農用地区域編入申出一覧

編入No.	地域	土地の所在・地番		登記地目	現況地目	登記面積	編入面積	編入理由
801	8藤沢	黄海字西深萱	2	田	田	1,090.00㎡	1,090.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
802	8藤沢	新沼字沼入	1-1	田	田	208.00㎡	208.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
803	8藤沢	黄海字山中	153-4	畑	田	491.00㎡	491.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
804	8藤沢	黄海字山中	137-5	山林	田	479.00㎡	479.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
804	8藤沢	黄海字山中	137-37	山林	田	223.00㎡	223.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
804	8藤沢	黄海字山中	289-1	田	田	679.00㎡	679.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
805	8藤沢	黄海字京堂	171	ため池	田	579.00㎡	579.00㎡	中山間地域等直接支払制度協定農用地に加入するため
807	8藤沢	黄海字京ノ沢	422-1	用悪水路	用悪水路	19,433.00㎡	900.09㎡	農業用施設建設の事業計画地のため
807	8藤沢	黄海字京ノ沢	424	用悪水路	用悪水路	6,719.00㎡	506.39㎡	農業用施設建設の事業計画地のため
807	8藤沢	黄海字京ノ沢	437	公衆用道路	公衆用道路	20,770.00㎡	543.22㎡	農業用施設建設の事業計画地のため
						147,239.00㎡	102,266.70㎡	

田 86,866.00㎡

畑 13,451.00㎡

農業用施設 1,949.70㎡

農用地区域からの除外に関する検討表

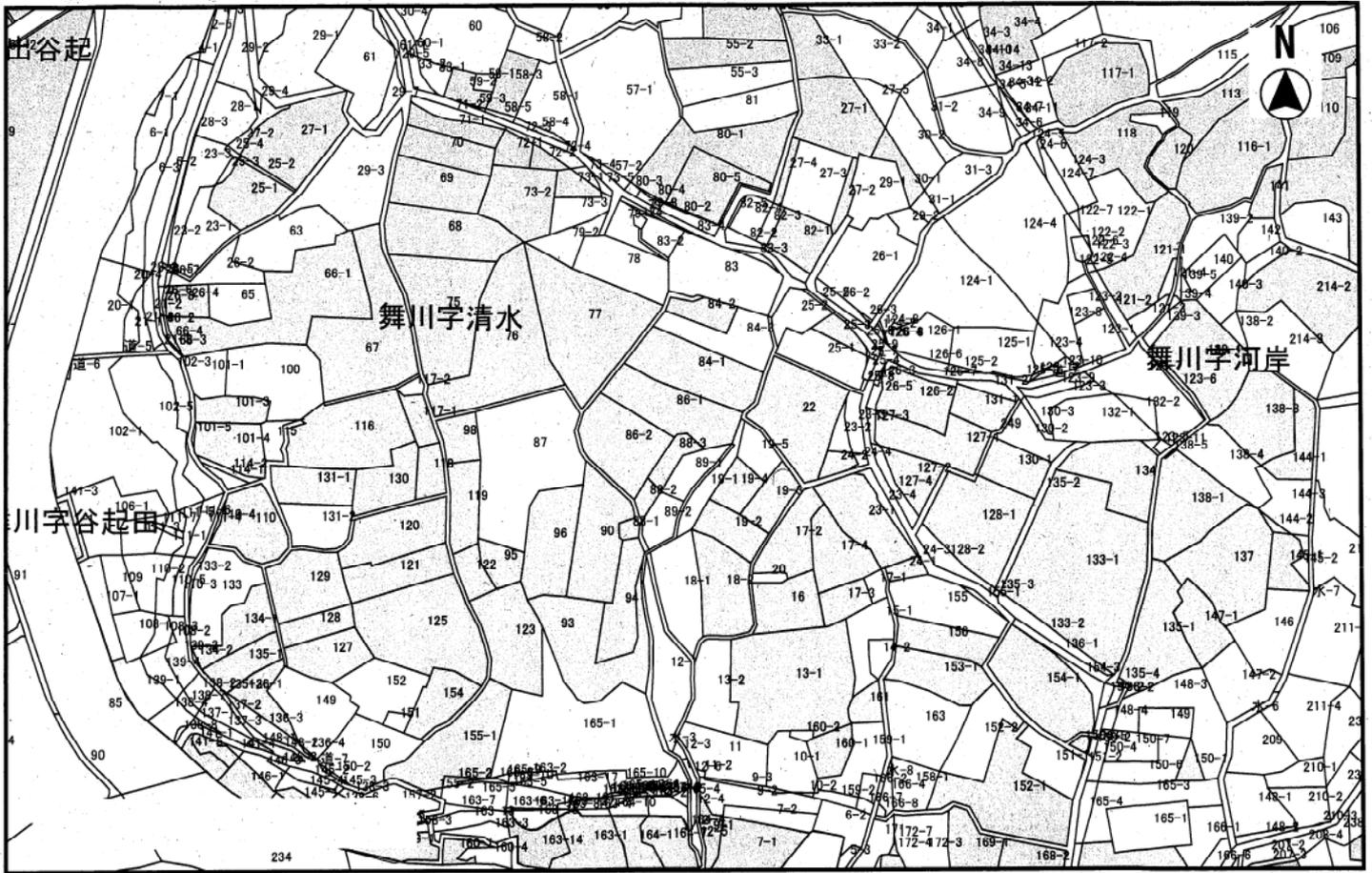
転用事業名	太陽光発電設備設置	番号	101
-------	-----------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 事業計画地は15年間休耕状態が続いている。所有者が高齢で耕作ができず、耕作条件も悪いため農地の借手も見つからない状態である。 休耕地の活用と再生可能エネルギー事業に取り組むことで脱炭素社会への貢献するために事業計画地を選定するに至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表の記載のとおり、除外申出のあった候補地を含めた市内のA～Dの4箇所を検討をした結果、Cは農用地区域ではあるが緑辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Cを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域内農地であるが、農用地区域の緑辺部の農地を除外するものである。事業予定地は休耕中であり、防草シートを設置して、隣接農地への雑草の繁茂を防ぐため、隣接農地への影響はない。また、設置する太陽光パネルの高さは約60cmで日照および通風への影響もない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由 (1) 農地区分及びその根拠 ○ 第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の(ア)）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知第2の1の(1)のオの(イ)非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<del>無</del> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
--	---

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	101
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市三関字外谷起28、29）	田	2,089	農用地区域外			○					
B（一関市千厩町字奥玉上ノ山69-5）	原野	9,019	農用地区域外							○	
C（一関市舞川字清水76、77）	畑	5,735	農用地区域内								
D（一関市千厩町千厩字西小田328-1）	山林	12,689	農用地区域外							○	
検討結果	<p>事業計画は太陽光発電施設の建設であり、太陽光パネルが十分に設置できる面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域外に位置している。十分な面積が確保でき、隣接する一団の農地の緑辺部に位置している。しかし、市の洪水ハザードマップにて、河川がはみ溢した場合、洪水浸水深が10m以上となると指定されている地域であり、洪水被害リスクが高いため、断念した。</p> <p>B：農用地区域外に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>C：農用地区域内であるが緑辺部に位置している。十分な面積が確保でき、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>D：農用地区域外に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、地権者からの同意が得られないため、断念した。</p>										



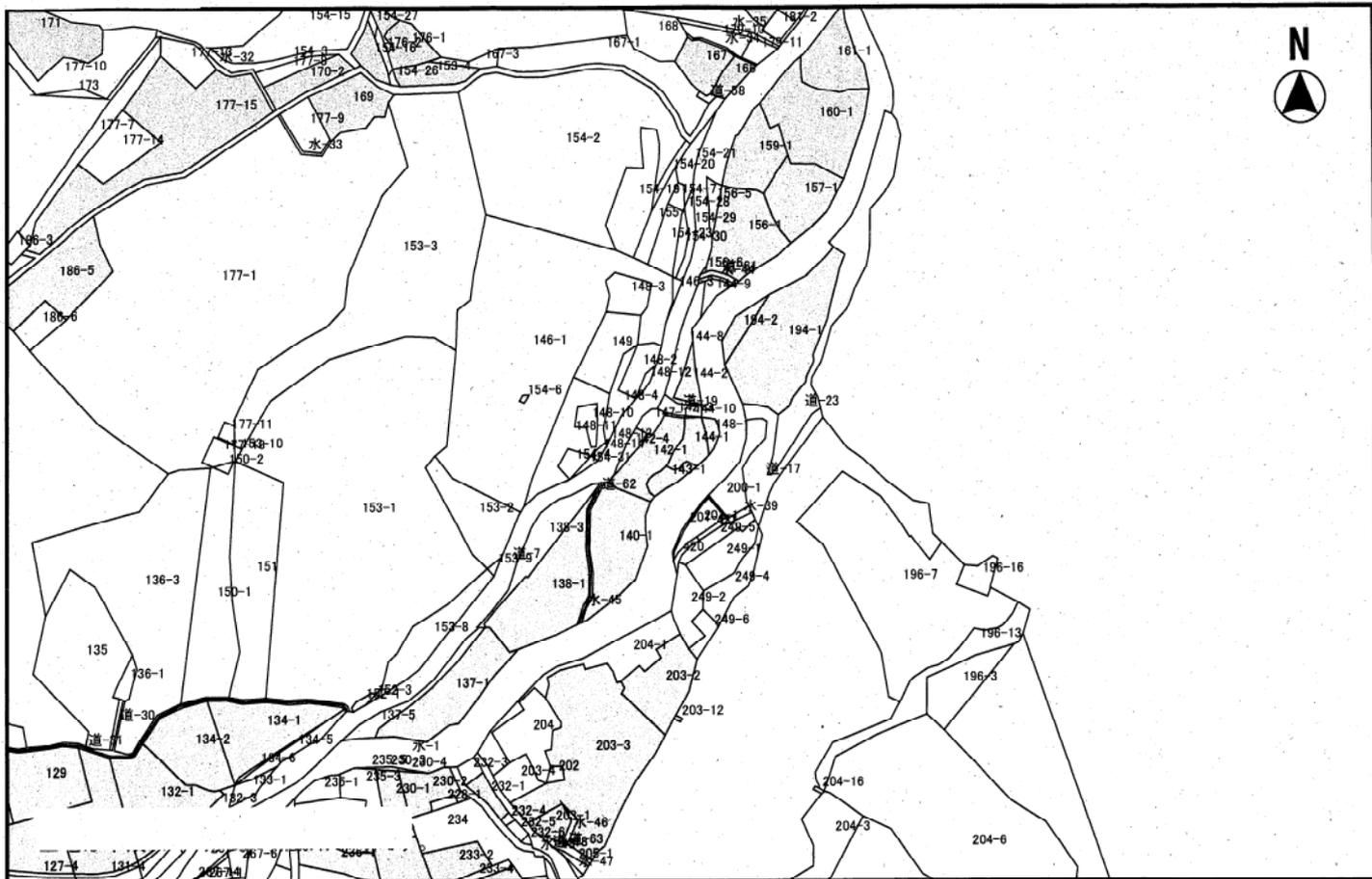
縮尺 1 : 2500  
0 10 20 30 40 50 60 70 80

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 現在、家族4人でアパートに居住しているが、3人目の子どもを出産予定であり、現住居では手狭となるため、新居の建築が必要となった。事業計画者と妻は共働きであり、不在時に事業計画者の両親に子どもの面倒を見てもらいやすいこと、将来的に事業計画者の両親の介護をしていくことを考慮して、事業計画者の両親の住居の周辺で候補地を検討し、事業計画地を選定するに至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表の記載のとおり、除外申出のあった候補地の周辺で、A～Cの3箇所を検討をした結果、Cは農用地区域ではあるが緑辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Cを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域内農地であるが、農用地区域の緑辺部の農地を除外するものである。事業予定地は休耕中であり、住宅は隣接農地と距離をとって建設するため日照および通風への影響もない。排水は合併浄化槽を設置し、農業用水路には排水しないため、周辺農地への影響はない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地の北側に水路があるが、造成工事を行い土砂の流失等を抑えるため。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区区分及びその根拠 ○ 第1種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日。 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
--	--

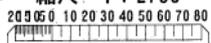
### 位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	102
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市赤荻字笹谷249-1）	宅地	693	農用地区域外				○				
B（一関市赤荻字笹谷200-1）	山林	564	農用地区域外							○	
C（一関市赤荻字笹谷144-1 148-1）	畑	527	農用地区域内								
検討結果	<p>事業計画は一般住宅建設であり、子育ておよび両親の介護のことから、事業計画者の実家の付近で住宅を建設できるだけの面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域外に位置している。事業計画者の実家の敷地である。実家の立替えやリフォームでの対応を検討したが、裏の土手が崩れており、断念した。</p> <p>B：農用地区域外に位置している。事業計画者の実家の近隣の土地だが、地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>C：農用地区域内であるが緑辺部に位置している。事業計画者の実家の近隣の土地であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p>										



縮尺 1 : 2750



農用地区域からの除外に関する検討表

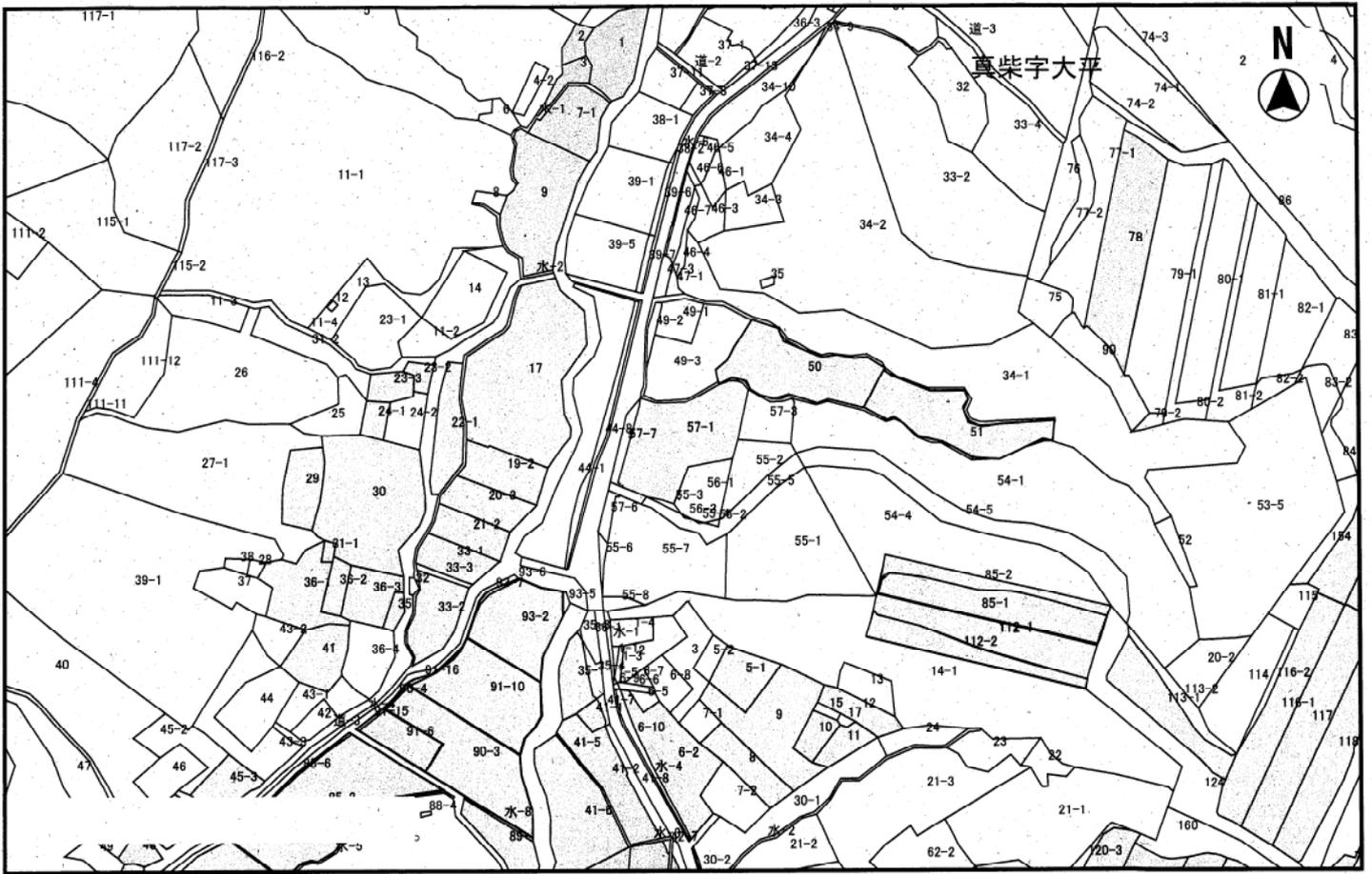
転用事業名	従業員駐車場、倉庫建設	番号	103
-------	-------------	----	-----

<p>1. 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 事業拡張するに当たり、現在の工場敷地内では、従業員駐車場および製品倉庫を新たに建築することを計画しているが、工場敷地には余剰スペースがないため、工場の近隣で候補地を探していた。製品倉庫という性質上トラックの出入りが頻繁にあり、接続道路が狭いと事業の目的を達成することが出来ないため、市道金沢線から直接進入することができる土地であり、長らく休耕が続いていることから事業計画地を選定した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定票の記載のとおり、除外申出のあった候補地の周辺で、A～Cの3箇所での検討をした結果、Cは農用地区域ではあるが緑辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Cを適地と判断する。</p> <p>2. 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けて地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3. 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、緑辺部の農地を除外するものである。建設する倉庫は隣接する農地の日照および通風に影響を及ぼす規模ではなく、排水は市道の側溝へ放流し、当該側溝は農業水路に接続していない。既存の法面を残して工事を行うため、周辺の農地への影響はない。</p> <p>4. 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5. 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6. 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>7. 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠 ○ 第1種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<del>無</del> 有の場合その内容</p> <p>8. 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
---	--

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	103
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市真柴字大平55-1）	山林	3,935	農用地区域外			○					
B（一関市真柴字大平49-1、49-3）	宅地田	2,345	農用地区域外							○	
C（一関市真柴字大平55-3、56-1、57-1）	ため池田山林	3,904	一部農用地区域内								57-1のみ農用地区域内
検討結果	<p>事業計画は従業員駐車場及び倉庫の建設であり、事業計画者の工場の付近で駐車場と倉庫を建設できるだけの面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域外に位置している。工場に隣接しており、面積も十分確保することができるが、出入りするための接続市道の道幅が狭く、トラックでの出入りが困難であるため、断念した。</p> <p>B：農用地区域外に位置している。工場付近の土地であるが、地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>C：農用地区域内であるが緑辺部に位置している。事業計画者の工場に隣接する土地であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p>										



縮尺 1 : 2750  
0 10 20 30 40 50 60 70 80

農用地区域からの除外に関する検討表

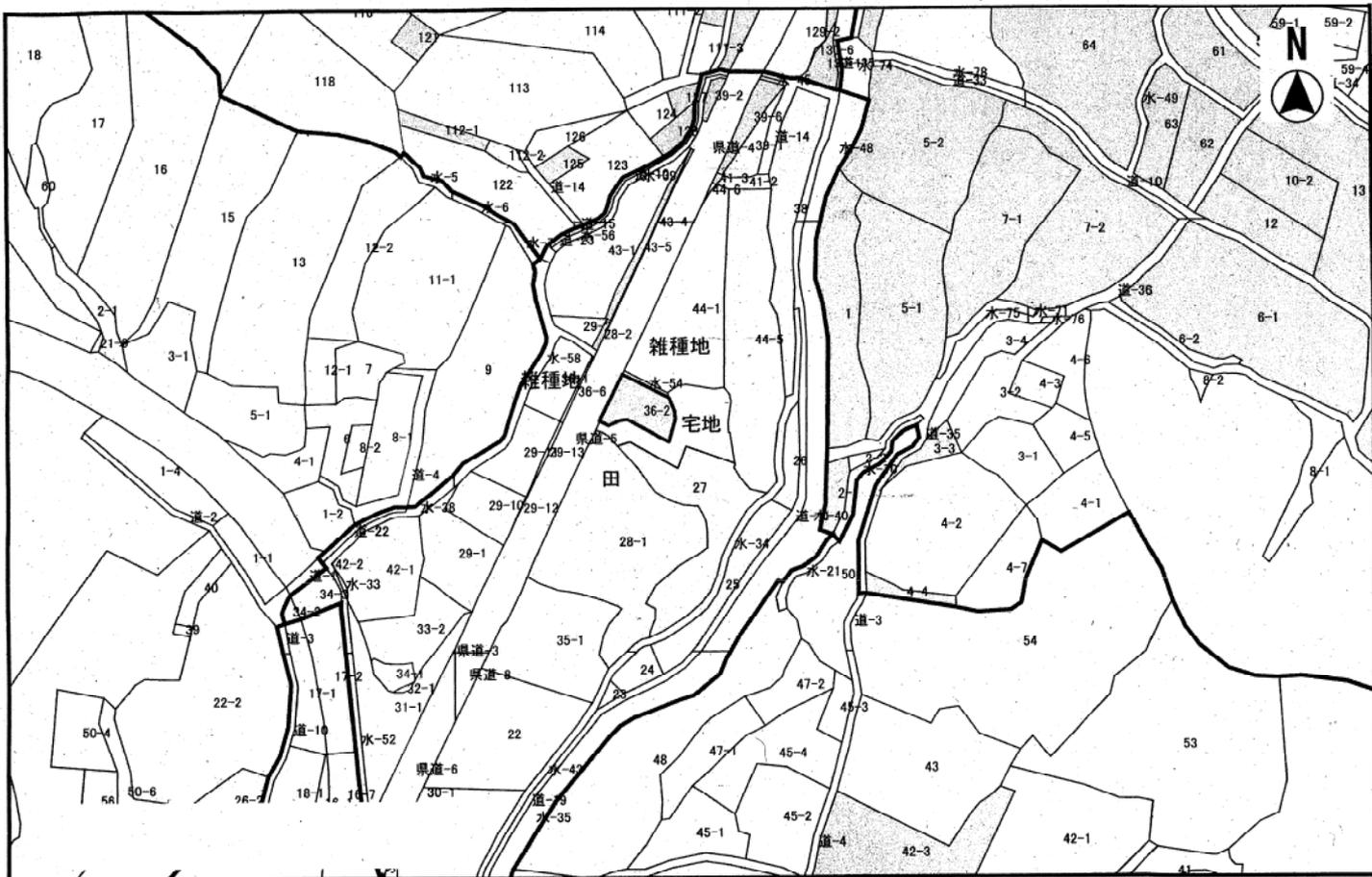
転用事業名	駐車場	番号	201
-------	-----	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>申請者は、家の物置が手狭になり、外部に新たな物置の設置が必要となったが現在の敷地に余裕がない。また、計画の時期には同居する息子が車を所有していることが想定され、車の駐車スペース確保することや冬季に車の窓が凍ることからカーポートの設置を考えており、土地の取得が必要となった。宅地周辺で条件に合う土地を検討し、事業計画地を選定するに至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申請のあった事業計画地の周辺で立地上条件が整っている土地において検討を行い、A～Cの3ヶ所で検討の結果、Cは農用地区域であるが緑辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Cを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>6月23日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域内であるが、隣接する農地がなく、遊休化している未整備の土地である。また周辺農地と距離があることから支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の北側・西側に水路があるが、配置図のとおり造成工事を行うため、周辺施設に影響を及ぼさない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○ 第2種農地</p> <p>（農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の(ア)）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>（農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の(イ) 非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<input checked="" type="checkbox"/> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み</p> <p>(※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。)</p>
---	---

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	201
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市花泉町金沢字内ノ目44-7）	田	492	農用地区域内							○	
B（一関市花泉町金沢字内ノ目36-1）	雑種地	359	農振白地							○	
C（一関市花泉町金沢字内ノ目36-2）	田	332	農用地区域内								
検討結果	<p>事業計画は駐車場建設・物置設置であり、事業計画者の自宅付近で建設できるだけの面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。（別紙：位置選定の検討図面参照）</p> <p>A：農用地区域内ではあるが緑辺部に位置している。現在まで耕作している田であり地権者の同意を得ることができなかった。</p> <p>B：農振白地だが地権者の同意を得ることができなかった。</p> <p>C：農用地区域内であるが緑辺部に位置している。事業計画者の自宅付近の土地であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p>										



縮尺 1 : 1708

10 5 0 10 20 30 40 50 60 70

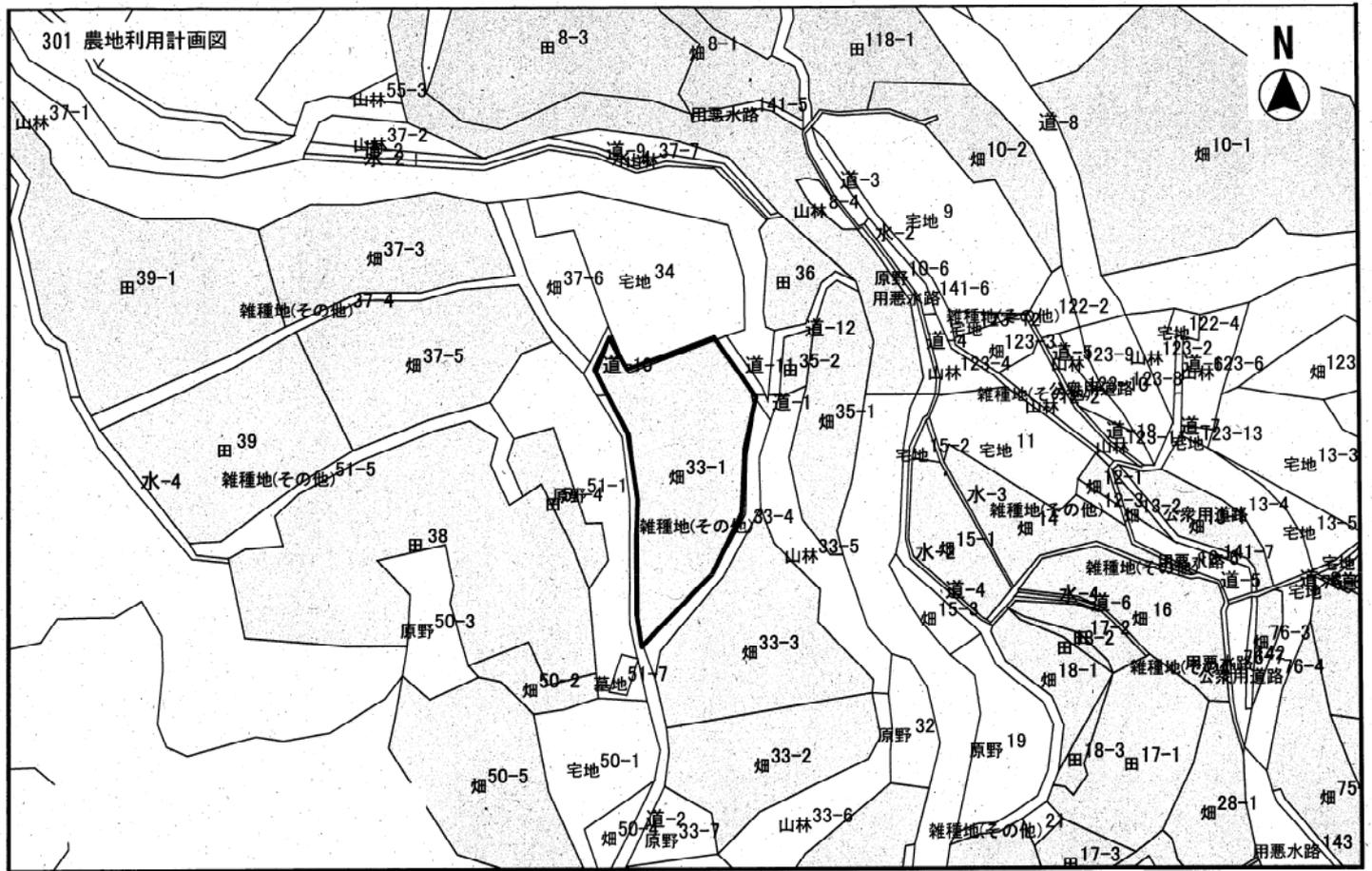
転用事業名	一般住宅建設	番号	301
-------	--------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）                  現在、事業計画者の専従者となっている姉は千歳町内のアパートに一人で居住している。高齢となったが今後も専従者として事業者が行う農業に従事するため、通勤の負担軽減及び今後発生する介護を事業者家族が行うことを見据えて事業者の自宅近くに居住させるため住宅を建設し住ませたい。併せて住宅にはゲストルームを整備し、グリーンツーリズム等での来訪者への農業体験の場の提供に寄与する。                  また、事業者が行う農業のため雇用している従業員用駐車場及び農業用機械の駐車場が手狭で車両の出し入れに困難が生じており、さらに、経営規模拡大のため選果場兼格納庫と従業員用トイレを整備する必要があるため。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）                  別添位置選定検討表の記載のとおり、除外申出のあった候補地を含めた市内のA～Cの3箇所を検討した結果、Aは農用地区域ではあるが緑辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  一関農振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  事業計画地は農用地区域であるが、四方を道路と宅地に囲まれた辺縁部である。事業計画地の建築物は日照及び通風に影響を及ぼす規模ではなく、また、家庭用排水は浄化槽を設置することから周辺農用地へ支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農用地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること                  該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由                  (1) 農地区区分及びその根拠                  ○第2種農地                  （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項                  （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況                  ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日                  ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b>                  有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み                  （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）                  該当なし。</p>
--	--

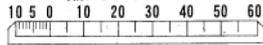
### 位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	301
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市大東町大原字樽原33-1）	畑	2,661	農用地区域内								
B（一関市大東町大原字樽原33-5）	山林	1,025	農用地区域外			○					
C（一関市大東町大原字樽原51-1）	原野	1,742	農用地区域外			○					
検討結果	事業計画は個人住宅等の建築であり、住宅及び駐車場等が整備できる面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。（別紙：位置選定の検討図面参照） A：農用地区域内にあるが緑辺部である。上記の検討条件に当てはまらず支障はない。 B：農用地区域外に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、不整形地であり、造成も困難であることから断念した。 C：農用地区域外に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、不整形地であり、造成も困難であることから断念した。										



縮尺 1 : 1500



農用地区域からの除外に関する検討表

		転用事業名	通路	番号	302
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 現在、事業計画者、妻、息子夫婦、孫2人の6人で居住しているが、孫が成長し手狭となったため、息子家族は実家近隣の古民家を購入し居住することにした。しかし両者の住宅間には通路がなく大幅に遠回りをしなければ往来ができないうえ、道路は近隣の建設会社に入出入りする大型車や重機の通行が多く、子供や高齢で足腰の衰えた事業計画者と妻が通行するにはかなりの危険が伴う。事業者の息子夫婦は共働きのため事業者夫婦が孫の面倒を見に行く際や今後事業者の息子家族が事業者夫婦の介護を行うため両者宅を頻繁に行き来する必要がある、体調不良などの緊急時に迅速に行き来をするためにも両住宅間に直結する通路を整備したいもの。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 事業計画者宅と事業計画者の息子家族宅の間には当該地以外に現在耕作を行っていない農地は無く、申請地以外の選択肢はない。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農産振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付で地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、もともと水田間の畦畔となっていた箇所であり、支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農用地となっていない。</p>	<p>4 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>5 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>6 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区区分及びその根拠 ○第1種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>7 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>				

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	302
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市大東町沖田字堀合16-5）	田	353	農用地区域内								
B（一関市大東町沖田字堀合16-1）	田	864	農用地区域内					○			耕作中
C（一関市大東町沖田字堀合16-6）	田	456	農用地区域内					○			耕作中
検討結果	<p>事業計画は住宅間の通路の整備であり、住宅間に位置している土地である必要があるため、そのことを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域内にあるが当該地は水田の畦畔部分であり、通路を整備を行っても周辺の耕作への影響はない。</p> <p>B：農用地区域内に位置している。十分な面積が確保できる土地だが現在耕作中であり、今後も当該地で耕作を続けたいため対象地から除外した。</p> <p>C：農用地区域内に位置している。十分な面積が確保できる土地だが現在耕作中であり、今後も当該地で耕作を続けたいため対象地から除外した。</p> <p>※ 2つの住宅の間には農用地区域外の土地が存在しないため、やむを得ず、農用地区域内農地のみで位置検討を行った。</p>										



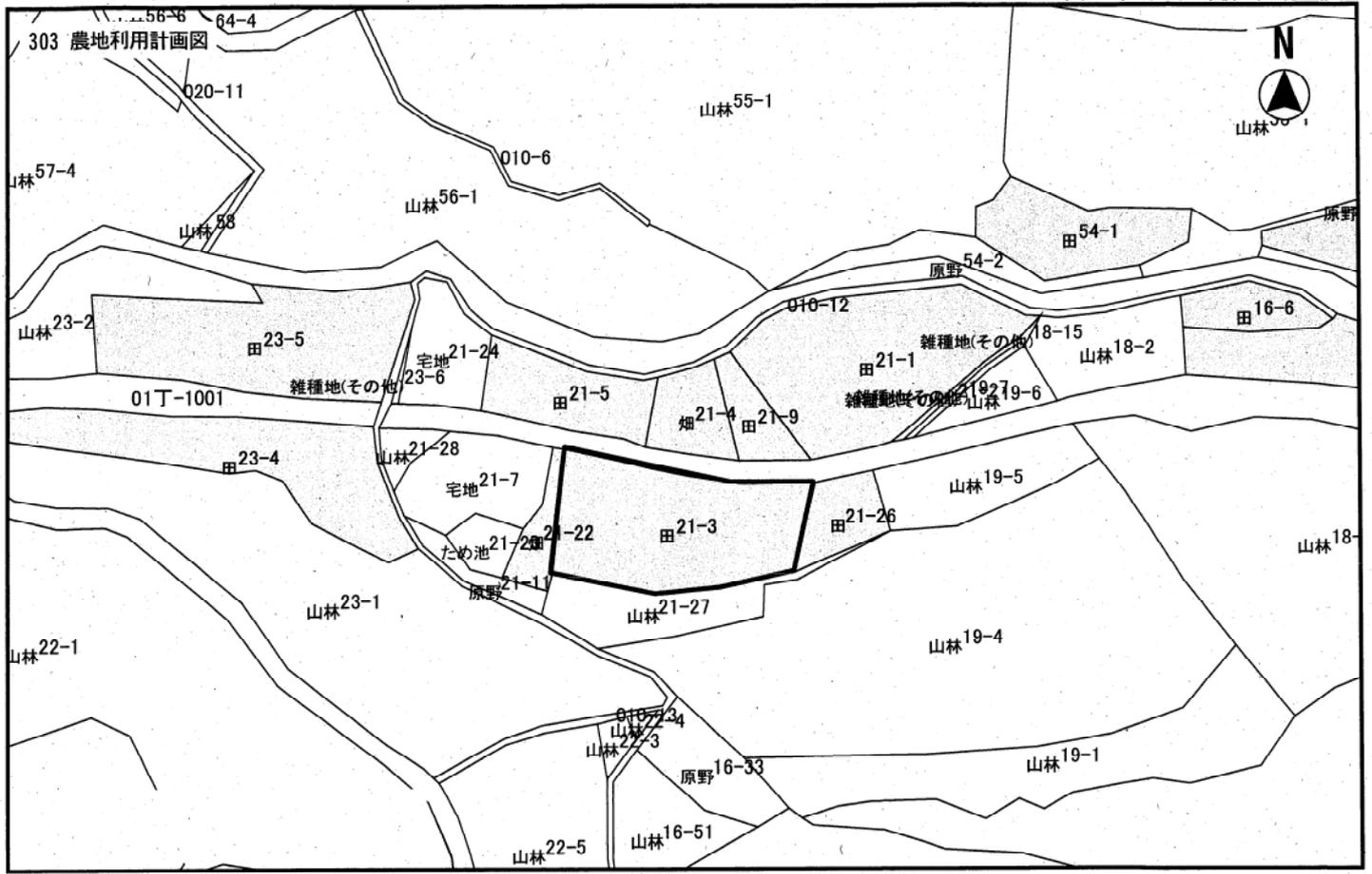
転用事業名	駐車場整備	番号	303
-------	-------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 現在、事業計画者は中古車販売業を営んでおり、事業規模拡大のため販売車両用駐車場を整備したいもの。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表の記載のとおり、除外申出のあった候補地を含めた市内のA～Dの4箇所で検討をした結果、Cは農用地区域ではあるが事業上の必要面積の確保が可能であり、かつ検討事項に該当せず支障はないことから、Cを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 地域計画の対象外であり、支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、現在は隣接農地を含めすべて保全管理のみで耕作を行っていないため支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農用地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区区分及びその根拠 ○ 第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(ア)）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(イ)非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
--	---

### 位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	303
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市大東町猿沢字伊沢田南沢21-1）	田	3,028	農用地区域内			○					
B（一関市大東町猿沢字伊沢田南沢21-26）	田	544	農用地区域内			○					
C（一関市大東町猿沢字伊沢田南沢21-3）	田	2,640	農用地区域内								
D（一関市大東町猿沢字伊沢田南沢19-5）	山林	1,267	農用地区域外			○				○	
検討結果	<p>事業計画は事業用駐車場の整備であり、必要台数分の駐車スペースが十分に確保できる面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域内に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、土質が柔らかく駐車場として利用するための開発が困難であること、また接道との高低差が大きく販売車両の進入時に破損する危険性が高いことから断念した。</p> <p>B：農用地区域内に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、不整形地であることに加え土質が柔らかく、駐車場として利用するための開発が困難であることから断念した。</p> <p>C：農用地区域内であるが縁辺部に位置している。十分な面積が確保でき、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>D：農用地区域外に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、不整形地であることに加え土質が柔らかく、駐車場として利用するための開発が困難であること、また地権者からの同意が得られないことから断念した。</p>										



農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	蓄電池設備及び 資材置場	番号	401
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由 (1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>申出地は高台に位置し水利も悪く、長期間作物は作付けしておらず、所有者は別の利用を希望していたところ、再生エネルギー事業者である事業計画者から相談があり、蓄電池設備の設置を計画した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申出のあった事業計画地の周辺でA～Dの4ヶ所を検討した結果、A及びBは農用地区域であるが、検討事項に該当せず支障はないことから、A及びBを適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は地域計画に位置付けられておらず、計画達成に支障は無いと判断した。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、辺縁部の農地を除外するものである。計画は日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水はないものである。 残存農地は法面であり、耕作には不向きである。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p> <p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地の近隣には土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由 (1) 農地区分及びその根拠 ○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア）） (2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当） (3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>			

位置選定検討表

										番号	401
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（千厩町奥玉字尼寺沢19）	畑	4,241	農用地区域								
B（千厩町奥玉字尼寺沢29-8）	畑	7,091	農用地区域								
C（千厩町奥玉字尼寺沢29-3）	畑	3,216	農用地区域							○	
D（千厩町奥玉字尼寺沢29-15）	山林	4,005	農振白地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 C：地権者の同意が取れず断念した。 D：農用地区域外の土地だが、地権者の同意が取れず断念した。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										



農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	一般住宅	番号	402
-------	------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>申出地は長期間休耕しており、所有者は今後も耕作する予定は無い。 事業計画者は夫婦で借家住まいをしているが、子供が生まれ手狭になったこともあり自己住宅建築を検討した。 共働きであるため、母親に子供の面倒を見てもらえること、土地購入の資金的余裕がないことから、母親の所有する事業計画地を選定した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申出のあった事業計画地の周辺でA～Cの3ヶ所を検討した結果、Aは農用地区域であるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は地域計画に位置付けられているが、担い手へ集積されておらず、地域計画の変更申出書も提出されていることから、計画達成に支障はないと判断した</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、辺縁部の農地を除外するものである。東側隣接農地（西中沢12）は事業計画地と同一所有者で、現在は休耕地である。また南側隣接農地（西中沢18）は事業計画地と別所有者だが、住宅は北側に建築され、日照に影響はない。 排水は、合併浄化槽を設置し適切に処理される。 必要面積を分筆する計画である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の近隣には土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
--	--

位置選定検討表

										番号	402
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（千厩町千厩字西中沢19-1）	畑	4,241	農用地区域								
B（千厩町千厩字西中沢8-1）	山林	3,216	農振白地			○					
C（千厩町千厩字西中沢12）	畑	2,206	農用地区域			○					
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：山林のため整地に費用が掛かる。また山林のため、日照の確保が難しいことから断念した。 C：東側が山林で日照の確保が難しいため断念した。</p> <p>以上、A～Cの3か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										



農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	一般住宅建設	番号	601
-------	--------	----	-----

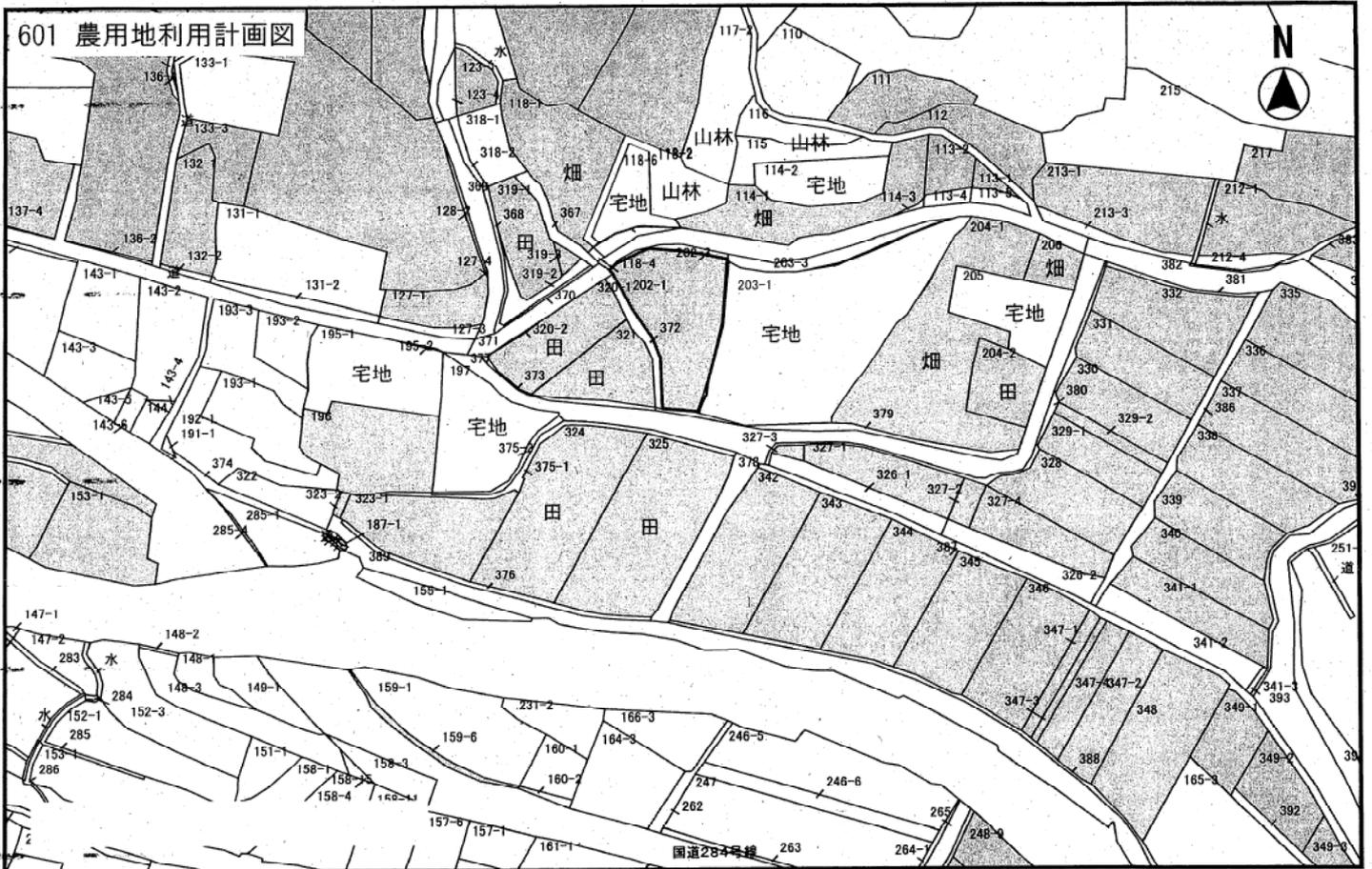
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 妻の実家 へ移住予定であるが、現在、義父母、義祖母、義叔父が住んでいるため手狭となるため、新居の建築が必要となった。将来的に妻の両親の介護や実家の管理等していくことを考慮して、事業計画者の妻の実家の周辺で候補地を検討し、事業計画地を選定するに至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表の記載のとおり、除外申出のあった候補地の周辺で、A～Dの4箇所で検討をした結果、Dは農用地区域ではあるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Dを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付で地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域内農地であるが、農用地区域の緑辺部の農地を除外するものである。事業予定地は休耕中である。また、隣接農地所有者からも同意を得ており、住宅は隣接農地と距離をとって建設するため日照および通風への影響もない。排水は合併浄化槽を設置し、農業用水路には排水しないため、周辺農地への影響はない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地の西側に水路があるが、西側の法面をさげ工事等を行いたため。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠 ○ 第1種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
--	--

位置選定検討表

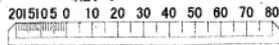
※候補地の図面を添付すること。

										番号	601
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市室根町折壁字新館前195-1）	宅地	1,630	農振白地			○					
B（一関市室根町折壁字大里164-2）	田	736	農振白地							○	
C（一関市千厩町千厩字摩王88-22）	雑種地	247	農振白地			○					
D（一関市室根町折壁字新館前202-1）	畑	1,997	農用地区域内								
検討結果	<p>事業計画は一般住宅建築であり、将来的な両親の介護などのことから、妻の実家の付近で住宅を建築できるだけの面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域外に位置している。妻の実家で現在、義母、義父、義祖母、義叔父が住んでいる宅地だが、住宅を新築するには十分な面積を確保できないため、断念した。</p> <p>B：農用地区域外に位置している。十分な面積が確保できる土地だが、地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>C：農用地区域外に位置している。売地を購入しての建築を検討したが、実家近場ではなく、千厩町にあったが将来的な両親の介護などを考慮すると実家の管理も含め難しくなるため、断念した。</p> <p>D：農用地区域内に位置している。事業計画者の妻の実家付近の土地であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p>										

601 農用地利用計画図



縮尺 1 : 2000



転用事業名	車庫	番号	603
-------	----	----	-----

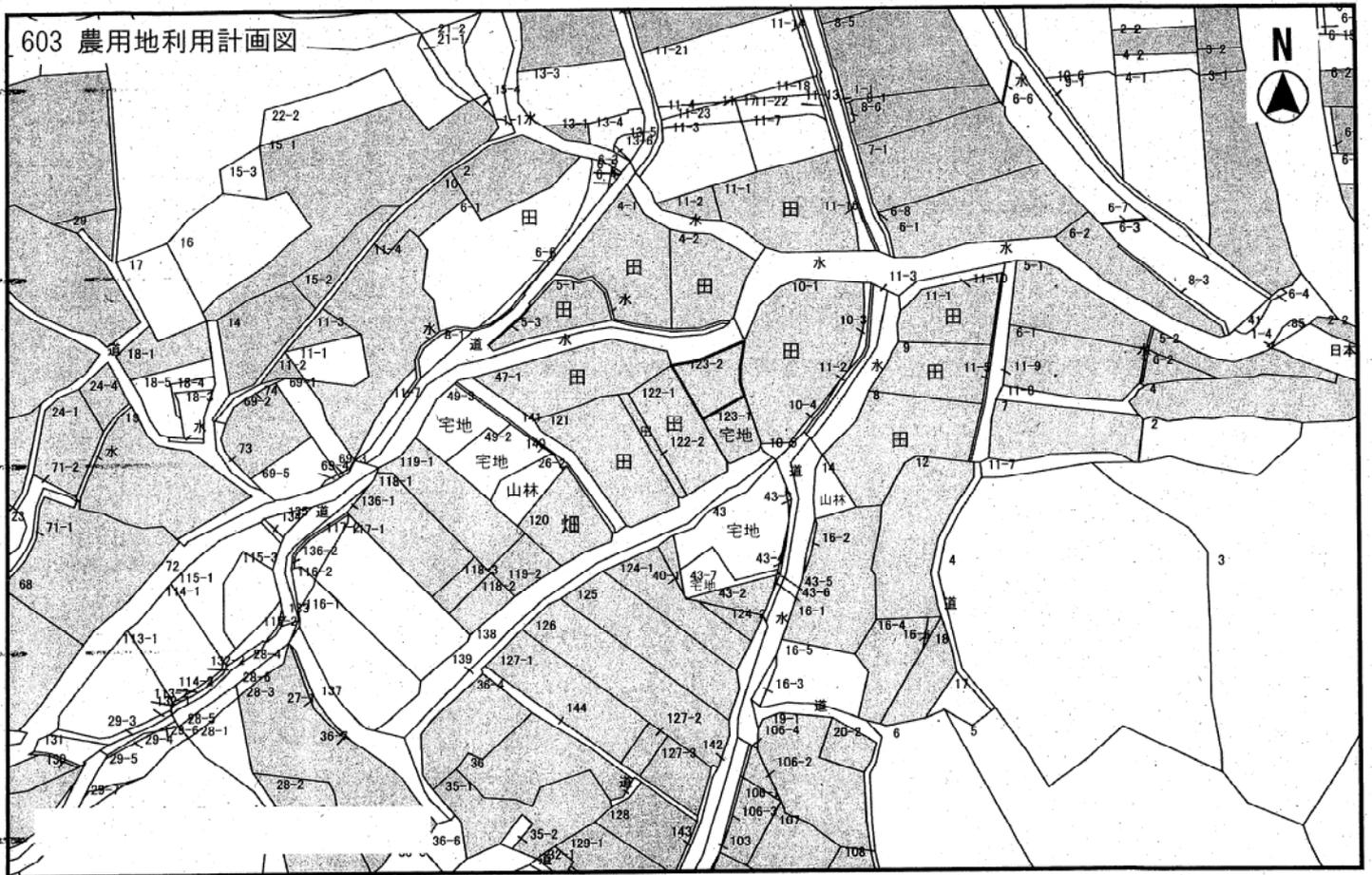
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由 (1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 現在、事業計画地の南側に住宅を建て居住している。自宅内に洗濯物を干す場所がないため、屋外に干しているが、外出する場合など天候により干せない状況となっている。そのため自宅の南側に増築する形でサンルームの建築を希望している。サンルームの建築と併せて、現在の露天駐車から屋根付き駐車場を整備することとしたため現在の駐車スペースでは面積が不足することから、土地の取得が必要となった。宅地周辺で条件に合う土地を検討し、事業計画地を選定するに至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表の記載のとおり、除外申出のあった候補地の周辺で、A～Dの4箇所を検討をした結果、Dは農用地区域ではあるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Dを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域内農地であるが、事業予定地は休耕中である。事業計画地への建築物は周辺の農用地に対し、日照、通風等の支障を及ぼす規模ではない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地の北側に水路があるが、今回の事業計画ではそれらの施設に影響を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由 (1) 農地区区分及びその根拠 ○ 第1種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)） (2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)） (3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み (※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。)</p>
---	---

### 位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	603
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市室根町折壁字温坪43、43-7）	宅地	1,570	農振白地		○	○					
B（一関市室根町折壁字温坪10-1）	田	2,475	農用地区域内							○	
C（一関市室根町折壁字温坪122-1）	田	1,041	農用地区域内							○	
D（一関市室根町折壁字温坪123-2）	田	542	農用地区域内								
検討結果	<p>事業計画は車庫の建設であり、事業計画者の住宅の周辺で車庫を建設できるだけの面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域外に位置している。実家であるが敷地に余裕がなく車庫を建設する十分な面積を確保できないため、断念した。</p> <p>B：農用地区域内に位置している。住宅隣接地で十分な面積が確保できる土地だが、現も耕作管理されており地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>C：農用地区域内に位置している。住宅隣接地で十分な面積が確保できる土地だが、現も耕作管理されており地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>D：農用地区域内に位置している。住宅隣接地で十分な面積が確保でき、地権者からの同意も得ており、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Dを適地と判断する。</p>										

603 農用地利用計画図



縮尺 1 : 2000  
20 50 0 10 20 30 40 50 60 70 80

転用事業名	車庫	番号	603
-------	----	----	-----

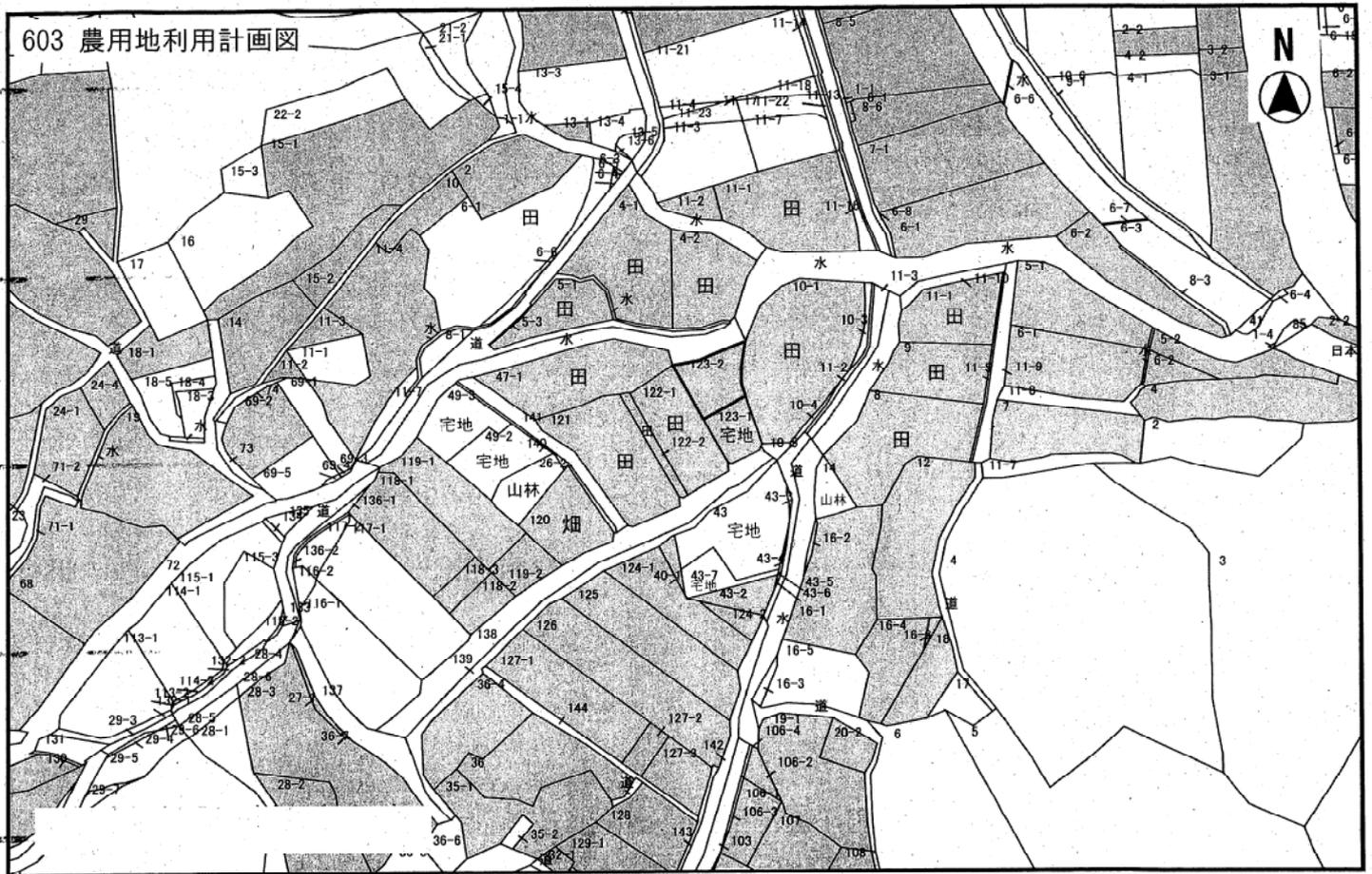
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 現在、事業計画地の南側に住宅を建て居住している。自宅内に洗濯物を干す場所がないため、屋外に干しているが、外出する場合など天候により干せない状況となっている。そのため自宅の南側に増築する形でサンルームの建築を希望している。サンルームの建築と併せて、現在の露天駐車から屋根付き駐車場を整備することとしたため現在の駐車スペースでは面積が不足することから、土地の取得が必要となった。宅地周辺で条件に合う土地を検討し、事業計画地を選定するに至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表の記載のとおり、除外申出のあった候補地の周辺で、A～Dの4箇所を検討をした結果、Dは農用地区域ではあるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Dを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域内農地であるが、事業予定地は休耕中である。事業計画地への建築物は周辺の農用地に対し、日照、通風等の支障を及ぼす規模ではない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地の北側に水路があるが、今回の事業計画ではそれらの施設に影響を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区区分及びその根拠 ○ 第1種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み (※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。)</p>
---	---

### 位置選定検討表

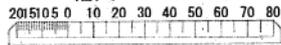
※候補地の図面を添付すること。

										番号	603
候補地	地目	面積 (㎡)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市室根町折壁字温坪43、43-7）	宅地	1,570	農振白地		○	○					
B（一関市室根町折壁字温坪10-1）	田	2,475	農用地区域内							○	
C（一関市室根町折壁字温坪122-1）	田	1,041	農用地区域内							○	
D（一関市室根町折壁字温坪123-2）	田	542	農用地区域内								
検討結果	<p>事業計画は車庫の建設であり、事業計画者の住宅の周辺で車庫を建設できるだけの面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。</p> <p>A：農用地区域外に位置している。実家であるが敷地に余裕がなく車庫を建設する十分な面積を確保できないため、断念した。</p> <p>B：農用地区域内に位置している。住宅隣接地で十分な面積が確保できる土地だが、現在も耕作管理されており地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>C：農用地区域内に位置している。住宅隣接地で十分な面積が確保できる土地だが、現在も耕作管理されており地権者からの同意が得られないため、断念した。</p> <p>D：農用地区域内に位置している。住宅隣接地で十分な面積が確保でき、地権者からの同意も得ており、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Dを適地と判断する。</p>										

603 農用地利用計画図



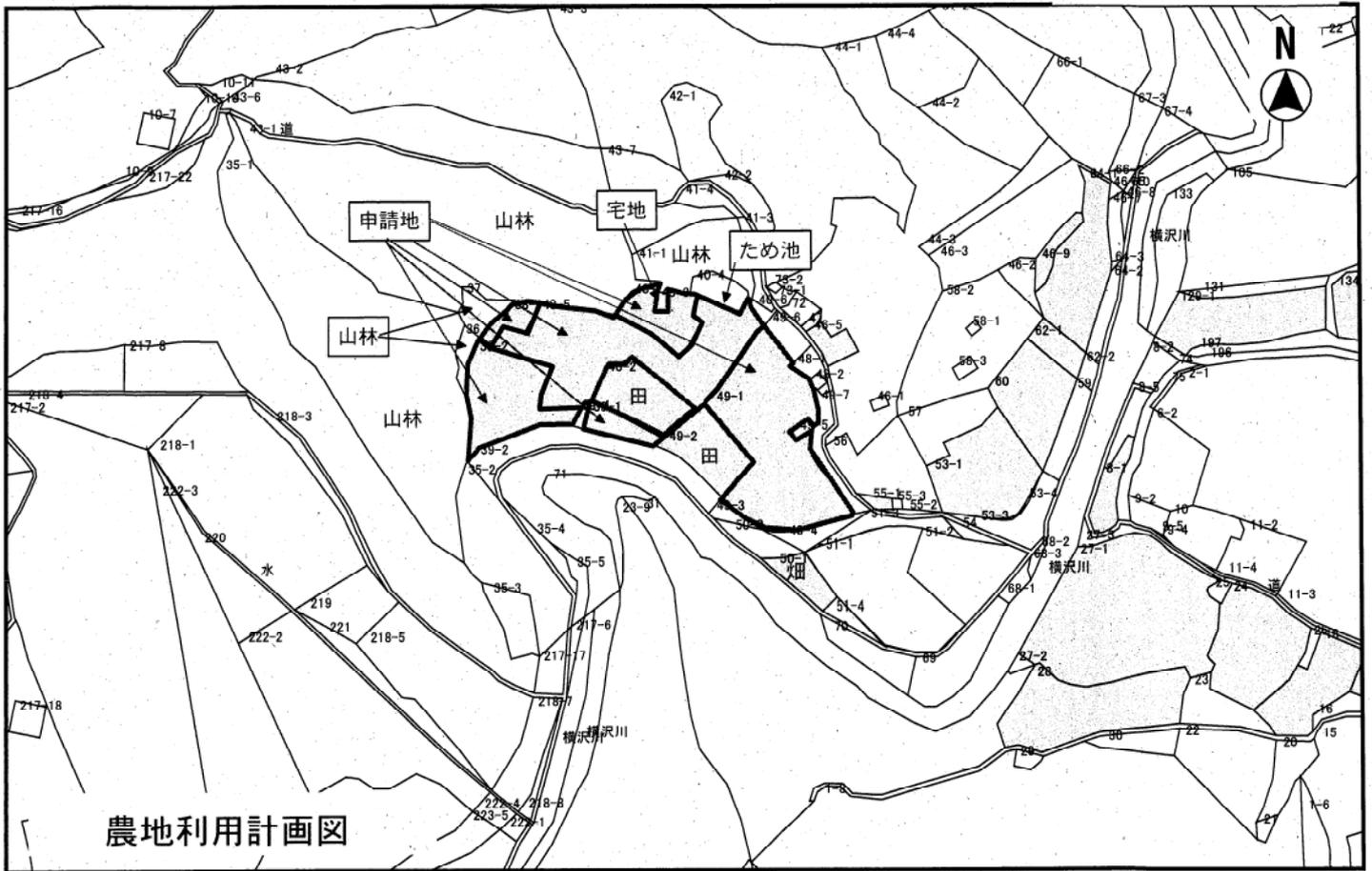
縮尺 1 : 2000



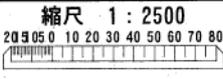
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）                  現在耕作が困難で、今後も営農の見通しが立たない譲渡者から、所有農地の有効活用として、脱炭素社会への貢献を図ることを目的に、再生可能エネルギー事業への取り組みを提案された。                  事業計画地での太陽光発電シミュレーションでは高い収益性が見込まれる結果となっている。                  また、パネル設置による周辺農地の作物への影響は、利用している農地の北側にパネルを設置するため影の影響がないと考えている。                  これらのことから、事業適地と判断した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申請のあった事業計画地を含め立地上条件が整っている土地において検討を行い、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aは農用地区域であるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、周辺部の農地を除外するものである。隣接する農地は現在も耕作しており、事業計画地における構築物はその北側に設置されるため、日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、また水利等への影響もない。                  残存農地は耕作を継続予定としている。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>隣接する農地および水路に影響が無いよう、境に防草シートを設置し雑草の繁茂を防ぐ対策を取る。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること                  該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地                  （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項                  （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b>                  有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み                  （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
--	---

### 位置選定検討表

										番号	802
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市藤沢町藤沢字古川38-2、39-1、40-1、40-5、38-1、49-1）	田畑	9,640	農振青地								
B（一関市千厩町清田字桃園20-1）	田	3,320	農振白地							○	
C（一関市千厩町千厩字中木六160-2）	宅地	685	農振地域外			○		○			
D（一関市藤沢町藤沢字仁郷115-1、115-5、115-6、115-12）	宅地原野	810.28	農振地域外			○					
検討結果	除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。 A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：地権者との合意に至らなかったため断念 C：事業面積は確保できたが、周辺土地への影響により断念 D：事業面積は確保できたが、不整形地により開発困難。 以上、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aを適地と判断する。										



農地利用計画図



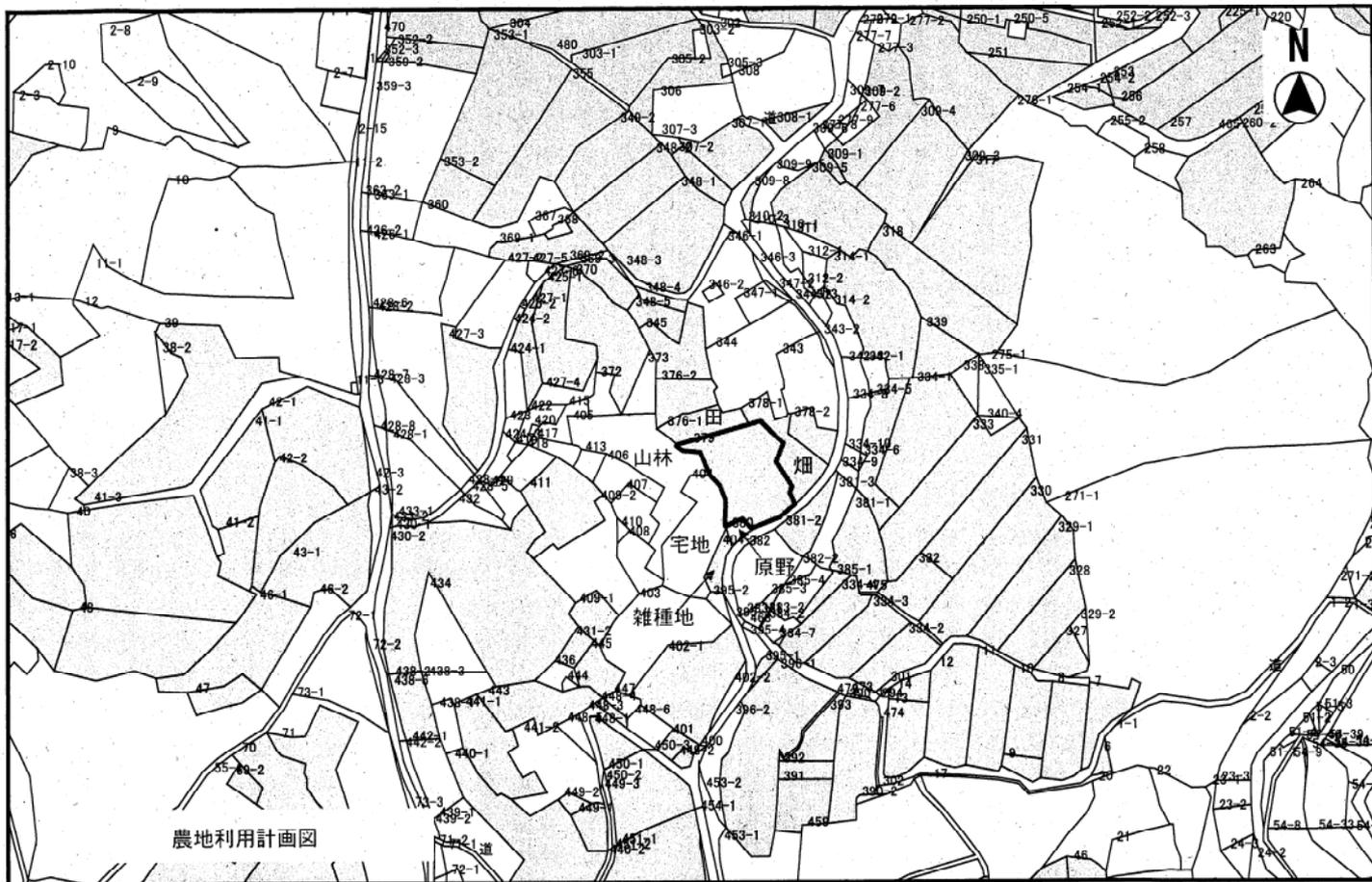
農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	803
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）                  現在耕作が困難で、今後も営農の見通しが立たない譲渡者から、所有農地の有効活用として、脱炭素社会への貢献を図ることを目的に、再生可能エネルギー事業への取り組みを提案された。                  事業計画地での太陽光発電シミュレーションでは高い収益性が見込まれる結果となっている。                  また、周辺農地は耕作しておらず、今後の営農も見通しが立っていないためパネル設置による影響はないものと考えている。                  これらのことから、事業適地と判断した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）                  別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申請のあった事業計画地を含め立地上条件が整っている土地において検討を行い、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aは農用地区域であるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  一農農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  事業計画地は農用地区域であるが、周辺部の農地を除外するものである。                  隣接する農地は同一所有者のもので、何も耕作しておらず、今後も営農の見通しが立っていない。事業計画地に構築物を設置したとしても、日照及び通風に影響を受けるものは何もない。                  残存農地なし。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由                  隣接する農地および水路に影響が無いよう、境に防草シートを設置し雑草の繁茂を防ぐ対策を取る。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること                  該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由                  (1) 農地区分及びその根拠                  ○第2種農地相当                  （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項                  非農地通知済のため、農地転用許可は不要。</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況                  ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日                  ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b>                  有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み                  （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
--	--

位置選定検討表

										番号	803
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市藤沢町西口字切付379）	原野	1,782	農振青地								
B（一関市藤沢町西口字切付390-1、391） （ " 390-2）	田山林	1,929	農振青地 農振地域外			○					
C（一関市藤沢町西口字切付381-1）	畑	914	農振青地			○					
D（一関市藤沢町西口字切付363-1、360） （ " 355、353-2、353-1）	山林原野	9,706	農振地域外 農振青地			○					
検討結果	除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。 A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：敷地外影の影響が大きく事業実施困難により断念した。 C：事業面積は確保できたが、一部が崖となっており、それを避けてパネル設置する場合、事業計画者の社内基準の発電量を満たすことが困難なため断念した。 D：事業面積は確保できたが、土地の傾斜が大きくパネル設置が困難なため断念した。 以上、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aを適地と判断する。										



縮尺 1 : 2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80

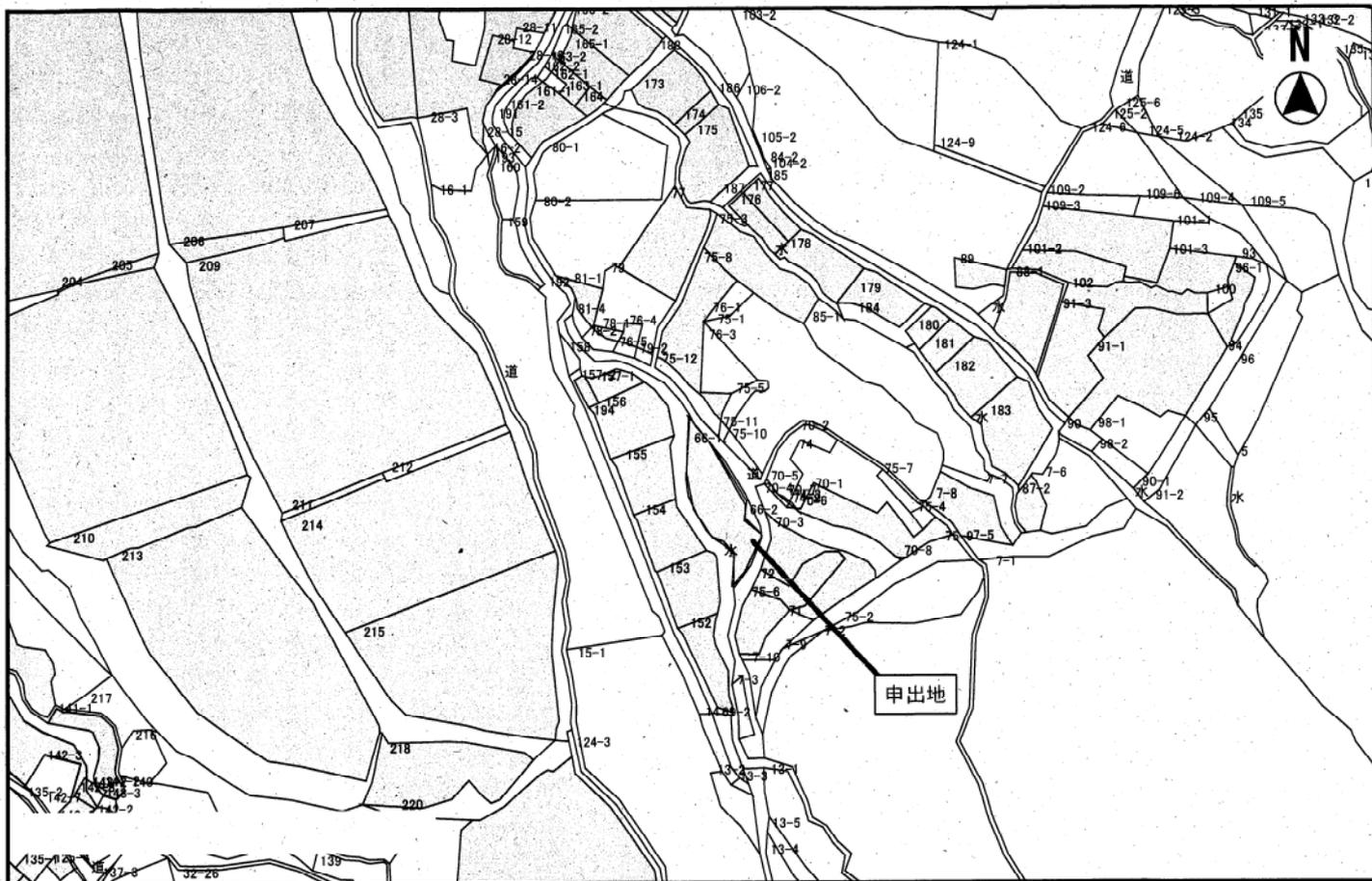
農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	804
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 太陽光の設置条件として譲渡人へ提示したのは先ず陽当たり、電柱の近さ、道に面していることや搬入が容易であること、周辺への影響が少ないことなどがあげられるが、現状申請地以外に条件を有する土地はないため。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申請のあった事業計画地を含め立地上条件が整っている土地において検討を行い、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aは農用地区域であるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付で地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、周辺部の農地を除外するものである。隣接する農地は同一所有者のもので、現在も営農を継続しているが、事業計画地に構築物を設置したとしても、やや北側への設置のため、日照及び通風に影響を受けないものと考えている。 残存農地なし。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
---	--

位置選定検討表

										番号	804
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市藤沢町藤沢字板橋66-1）	畑	1,377	農振青地								
B（一関市藤沢町藤沢字板橋120）	田	2,404	農振青地							○	
C（一関市藤沢町藤沢字立石6）	山林	8,608	農振地域外							○	
D（一関市藤沢町藤沢字舟木123）	山林	3,907	農振地域外							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：地権者との合意に至らなかったため断念。 C：地権者との合意に至らなかったため断念。 D：地権者との合意に至らなかったため断念。</p> <p>以上、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										



縮尺 1 : 2500  
 0 10 20 30 40 50 60 70 80

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	805
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 太陽光の設置条件として隣渡人へ提示したのは先ず陽当たり、電柱の近さ、道に面していることや撤入が容易であること、周辺への影響が少ないことなどがあげられるが、現状申請地以外に条件を有する土地はないため。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申請のあった事業計画地を含め立地上条件が整っている土地において検討を行い、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aは農用地区域であるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付で地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、傾斜で分断されるなど集団化には適さない農用地である。 隣接する農地は、何も耕作しておらず、今後も営農の見通しが立っていない。 事業計画地に構築物を設置したとしても、日照及び通風に影響を受けないものと考えている。 残存農地なし。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p> <p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由 (1) 農地区分及びその根拠 ○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(ア)） (2) 農地転用許可適用条件 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(イ)非該当） (3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>			

位置選定検討表

										番号	805
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市藤沢町藤沢字舟木107-1の一部） （一関市藤沢町藤沢字舟木125-2の一部）	田畑	2,853	農振青地								
B（一関市藤沢町藤沢字舟木123）	山林	3,907	農振地域外							○	
C（一関市藤沢町藤沢字立石6）	山林	8,608	農振地域外							○	
D（一関市藤沢町藤沢字舟木104）	畑	1,623	農振青地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：地権者との合意に至らなかったため断念。 C：地権者との合意に至らなかったため断念。 D：地権者との合意に至らなかったため断念。</p> <p>以上、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										



農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番 号	806
-------	---------	-----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 太陽光の設置条件として譲渡人へ提示したのは先ず陽当たり、電柱の近さ、道に面していることや搬入が容易であること、周辺への影響が少ないことなどがあげられるが、現状申請地以外に条件を有する土地はないため。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申請のあった事業計画地を含め立地上条件が整っている土地において検討を行い、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aは農用地区域であるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付けで地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、傾斜で分断されるなど集団化には適さない農用地である。 隣接する農地はなく、事業計画地に構築物を設置したとしても、日照及び通風に影響を受けるものはない。 残存農地なし。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由 (1) 農地区分及びその根拠 ○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の力の(ア)） (2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(イ)非該当） (3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p>
---	--

位置選定検討表

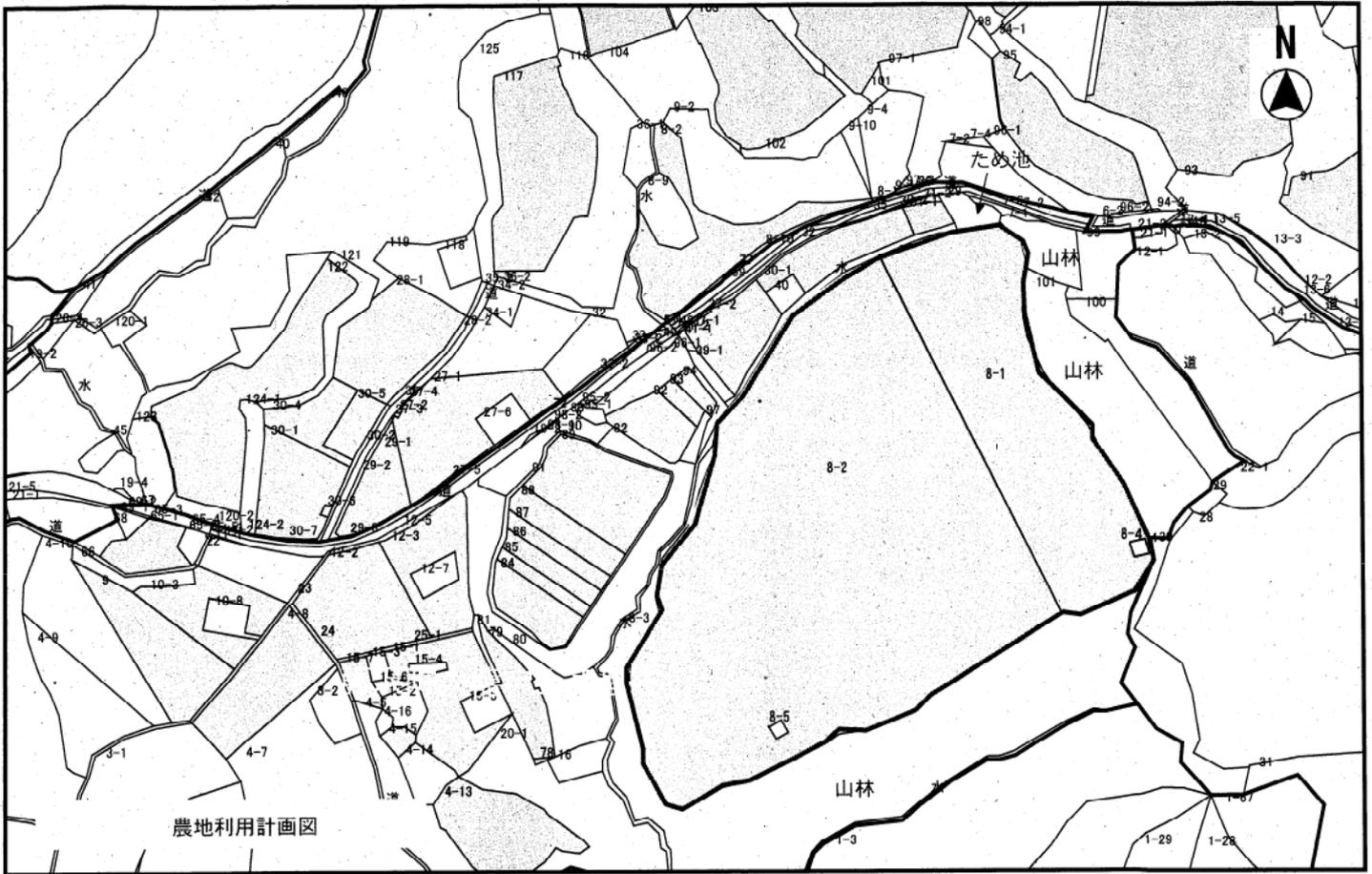
										番号	806
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市藤沢町黄海字山中137-77）	畑	1,377	農振青地								
B（一関市藤沢町黄海字203-1）	山林	3,796	農振地域外			○					
C（一関市藤沢町黄海字山中137-22）	畑	1,260	農振青地							○	
D（一関市藤沢町黄海字山中118-1）	畑	2,331	農振青地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：連携点が遠く、連携が困難であることが発覚したため断念。 C：地権者との合意に至らなかったため断念。 D：地権者との合意に至らなかったため断念。</p> <p>以上、A～Dの4ヶ所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										



<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 現在、花景町日形寄合地区において、同事業の第1ファーム及び第2ファームを稼働しております。第3ファームの事業計画は、取引先の株式会社十文字チキンカンパニー様（以下、「十文字カンパニー」という。）と協議の上決定したもので、十文字カンパニーは、岩手県・青森県に生産農場166農場、処理工場を岩手県内に3工場（252,700羽/日）を所有しております。 そのうち、一関市・奥州市には十文字カンパニーの直営3農場（1255坪）、売買契約農場7農場（6874坪）、計10農場（8129坪）を、地域関連企業（飼料配送・生鳥輸送・農場作業会社等）の協力のもと事業展開をしています。 うち1570坪の築40年超の農場が、鶏舎の老朽化及び事業後継者不在のため、5年以内の閉鎖が見込まれることから、第3ファーム（1402坪）の建設を計画したものです。県南地域の羽数を維持する事は、地域関連企業の事業維持に寄与することにも繋がります。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 第1ファーム及び第2ファームとの稼働及び作業効率、さらに事業効率等から、極力近隣に候補地を探した。 候補地は、①一関市藤沢町大籠字上馬野沢8-1及び8-2と、②一関市千厩町碧清水字野黒58-1、③大船渡市日頃市町字蛭潟36-33の3地区を選定した。候補地②地区は、敷地中央付近に高圧鉄塔の地役権設定があり同意が得られないことと、土地造成計画も不可能と判断した。 候補地③地区は、通行する赤道の道路幅員が4.0mと狭くすれ違いが出来ないことでの道路拡幅等の同意が不可能なこと、また、造成工事が大規模となり事業採算が合わないことから、不適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 一関農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書と同日付で地域計画変更申出書を提出しており、事業計画地を地域計画の目標地図から除外する予定としているため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、隣接する農地はなく、近隣周辺の農地の日照及び風通しに影響を及ぼす規模の建物ではなく、排水に関しても排水路の接続で、用水路への接続はないため、周辺農地や作物に影響を及ぼさないものと判断する。</p>	<p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p> <p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 申請地の西側に水路、公衆用道路に隣接するが、造成計画平面図のとおり40m以上農地が残ることから、周辺施設に影響を及ぼさないものと判断する。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由 (1) 農地区分及びその根拠 ○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の力の(ア)） (2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(イ)非該当） (3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<b>無</b> 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み ※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。</p>
---	--

### 位置選定検討表

										番号	801(用変)
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市藤沢町大籠字上馬野沢8-1、8-2）	牧場	66,917	農振青地								
B（一関市千厩町碧清水字野黒58-1）	山林	49,678	農振区域外			○				○	
C（大船渡市日頃市町字蛭潟36-33）	山林	127,963	農振区域外			○				○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：敷地内に高圧鉄塔の地役権設定があり、同意が得られないことと、不整形地で開発困難のため不適。 C：通行用赤道の幅員が狭く、拡幅同意が不可能であり、不整形地で開発困難のため不適。</p> <p>以上、A～Cの3か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

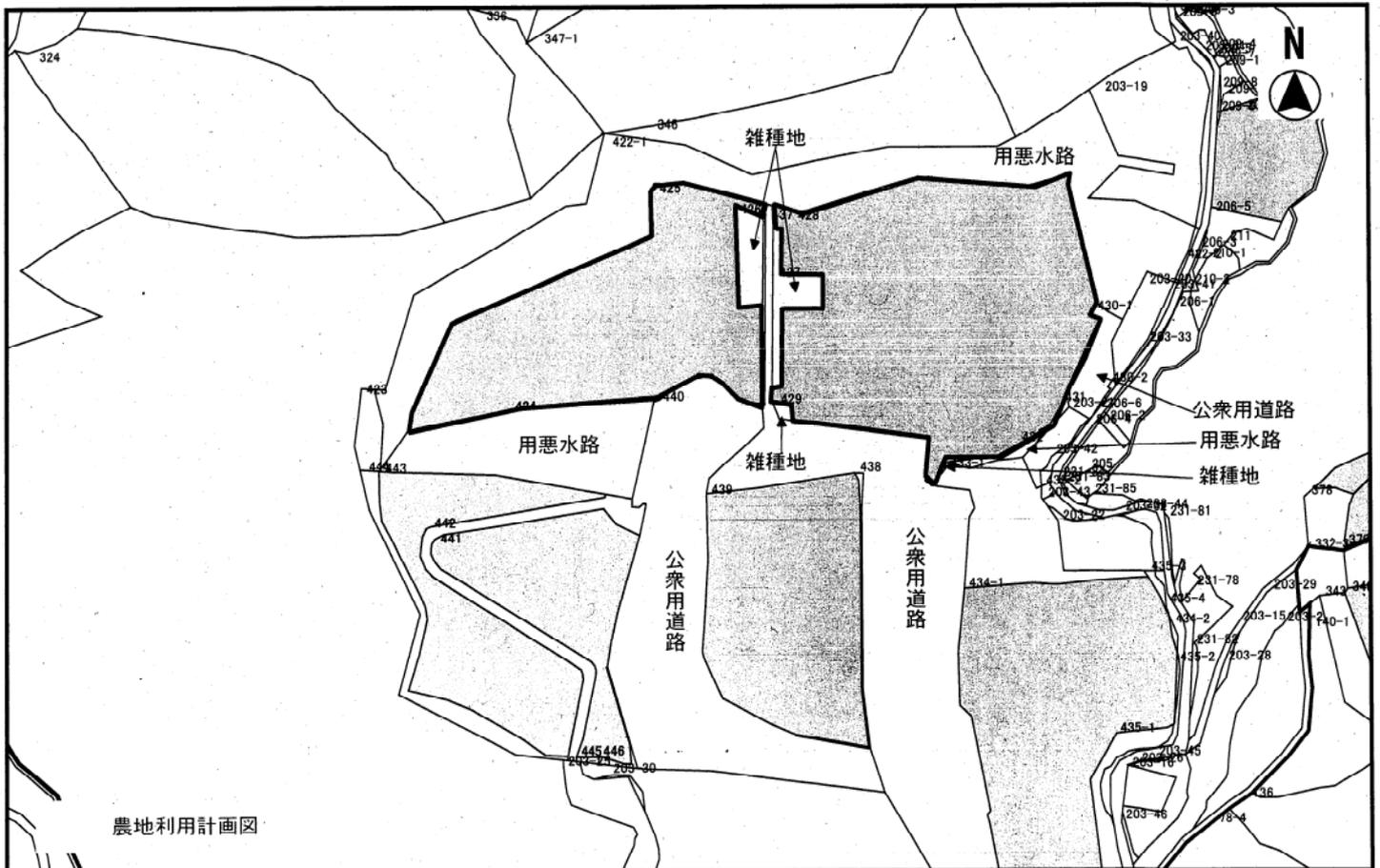


縮尺 1 : 3000  
 20 30 40 50 60 70 80

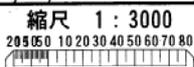
<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）          当社は、昭和61年11月設立以来今日まで、岩手県産銘柄鶏「奥州いわどり」の加工製造業者である株式会社オヤマからの委託を受け肉用鶏農場の飼育管理を行ってきました。現在の飼育規模は、常時飼育羽数265千羽、年間出荷羽数1,457千羽となっています。この経験を生かし自立的な経営の見通しを検討していたところ、委託者の株式会社オヤマでは、近年の肉用鶏生産者の減少等により肉用鶏の安定的な生産体制の脆弱化が進行している一方で、「奥州いわどり」の需要が年々拡大していることから、当社は、販売先を確保でき安定的かつ継続的な経営が見込まれると判断し、新規に肉用鶏農場の経営を計画したものです。          このため、今回、当社は、国営吉高団地に年間出荷羽数約955千羽規模（常時飼育羽数168千羽）の肉用鶏農場を新設し、農業所得の向上を図ろうとするものです。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）          当社は、ここ数年、肉用鶏農場を新設するため一関市内及び近隣市町内の土地を中心に候補地の調査を行ってきましたが、4ヘクタール規模の一団の土地の確保が必要なことから、適した候補地を選定できずにいたところでした。山林を開発する方法も検討しましたが、造成費、道路の敷設、給水及び電気設備の整備等に多額の事業費が見込まれ、若し事業性に欠け断念せざるを得ない状況でありました。          このような中、一関市藤沢町内に所在する国営藤沢地区においては、国営土地改良事業で造成された農用地の利活用を図るため農畜産物の生産振興を積極的に展開していることから、一関市役所藤沢支所産業建設課（以下「支所産業建設課」）の斡旋により前年（令和4年）、国営天ヶ沢団地内に肉用鶏農場の新設を計画し農業振興地域の整備に関する法律に基づく用途変更手続きを行い令和5年9月に変更決定通知を受けたところです。          しかしながら、令和5年3月に支所産業建設課より、国営吉高団地内において畜産（肉用牛）に取り組んでいた利用者が撤退し、しかも普通畑としての利用が困難な土地が所在するため、当該団地への計画地の変更を打診されたことから、当社は当該土地を候補地に再度土地利用規制のクリア、周辺農地への影響、土地の権利者の同意を条件に調査・検討を行いました。          調査・検討の結果、当該土地については、いずれの条件も満たすことから、今回計画地を変更選定したものです。</p>	<p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由          事業計画地は地域計画に位置付けられていないため、支障はないと判断する。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由          事業計画地は農用地区域であるが、隣接する農地はなく、近隣周辺の農地の日照及び風通しに影響を及ぼす規模の建物ではなく、また、排水に関しても排水路の接続で、用水路への接続はないため、周辺農地や作物に影響を及ぼさないものと判断する。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由          事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p> <p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由          申請地の西側に水路、公衆用道路に隣接するが、造成計画平面図のとおり40m以上農地が残ることから、周辺施設に影響を及ぼさないものと判断する。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること          国営土地開発事業の対象地で、昭和57年度から平成14年度まで事業が実施されていたが、すでに8年以上経過している。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由          (1) 農地区区分及びその根拠          ○第2種農地          （農地法の運用について（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の(ア)の(ア)）          (2) 農地転用許可適用条項          （農地法の運用について（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の(イ)の(イ)非該当）</p>
<p>(3) 農業委員会との協議状況          ① (1)・(2)の確認日：令和7年7月31日          ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<input checked="" type="radio"/>          有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み          (※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。) 該当なし</p>	

## 位置選定検討表

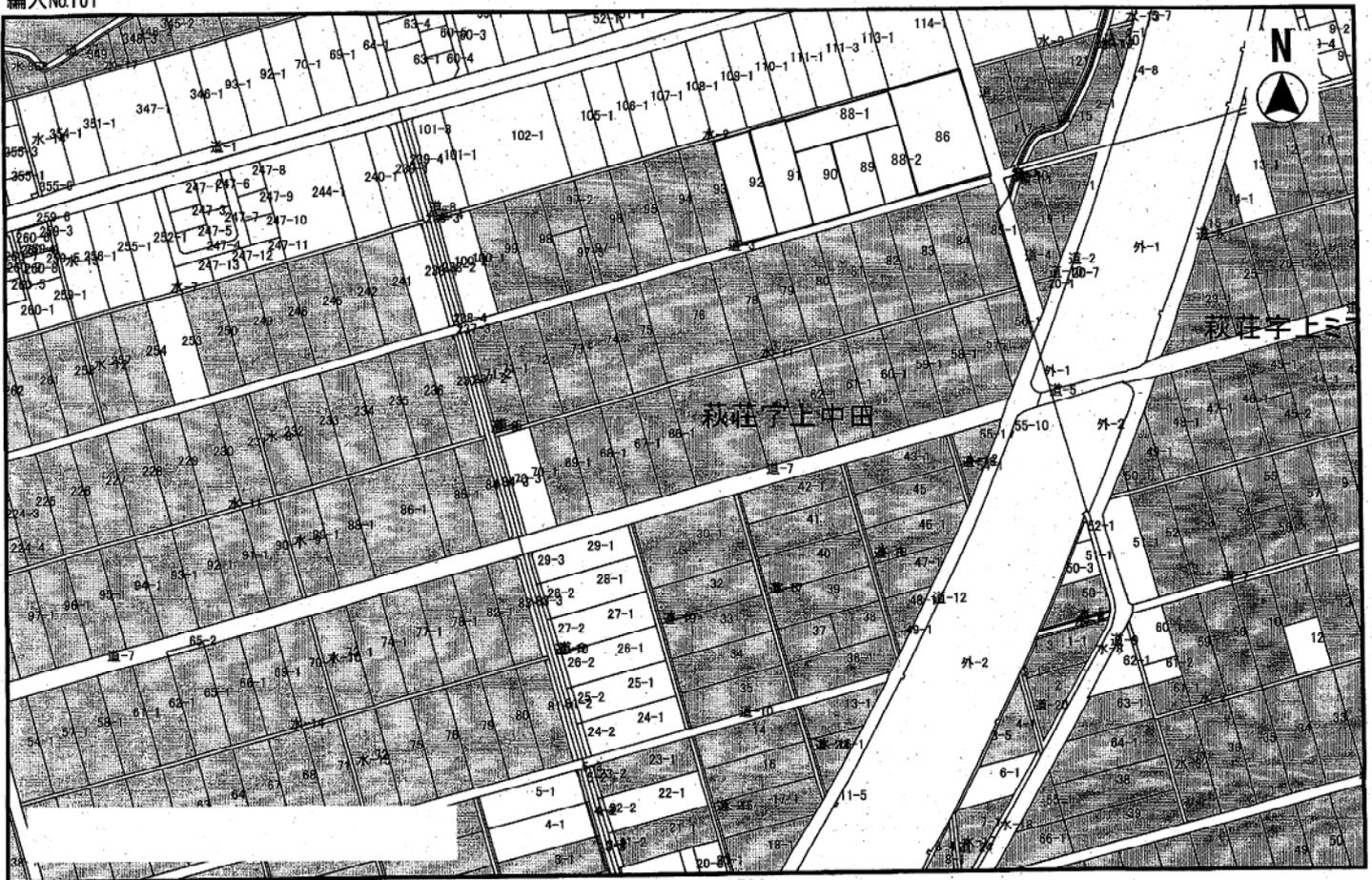
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	番号	802(用変)
A (一関市藤沢町黄海字京ノ沢425、428)	畑	45,844	農振青地								
B (一関市藤沢町黄海字京ノ沢415、411、419)	畑	46,617	農振青地							○	
C (一関市藤沢町黄海字京ノ沢231-1)	山林	54,048	農振区域外			○				○	
除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。											
<p>検討結果</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。                  B：地権者の同意を得ることができないため不適                  C：地権者の同意を得ることができないため不適</p> <p>以上、A～Cの3か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>											



農地利用計画図

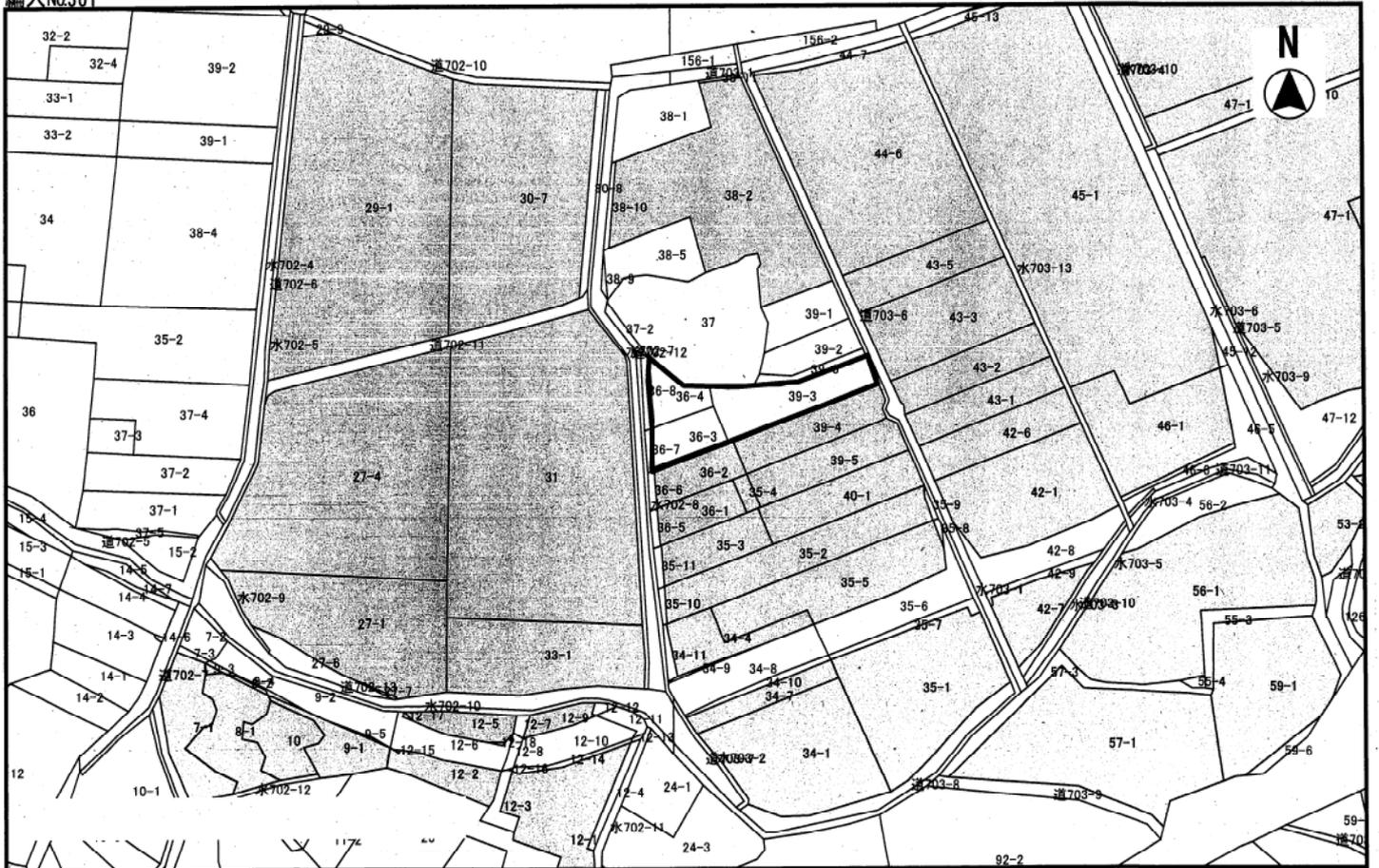


編入No.101

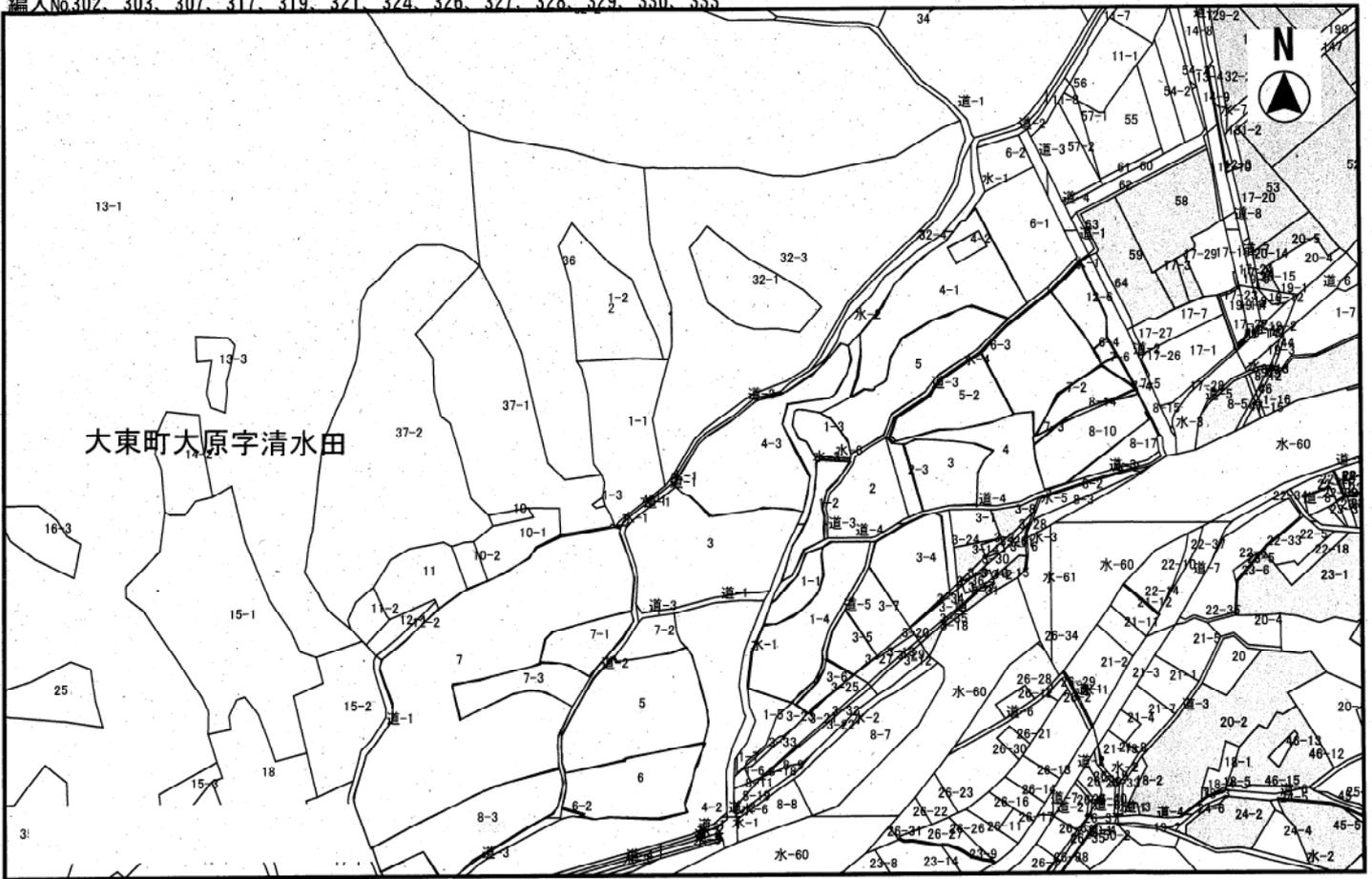


縮尺 1 : 2500  
20 30 40 50 60 70 80

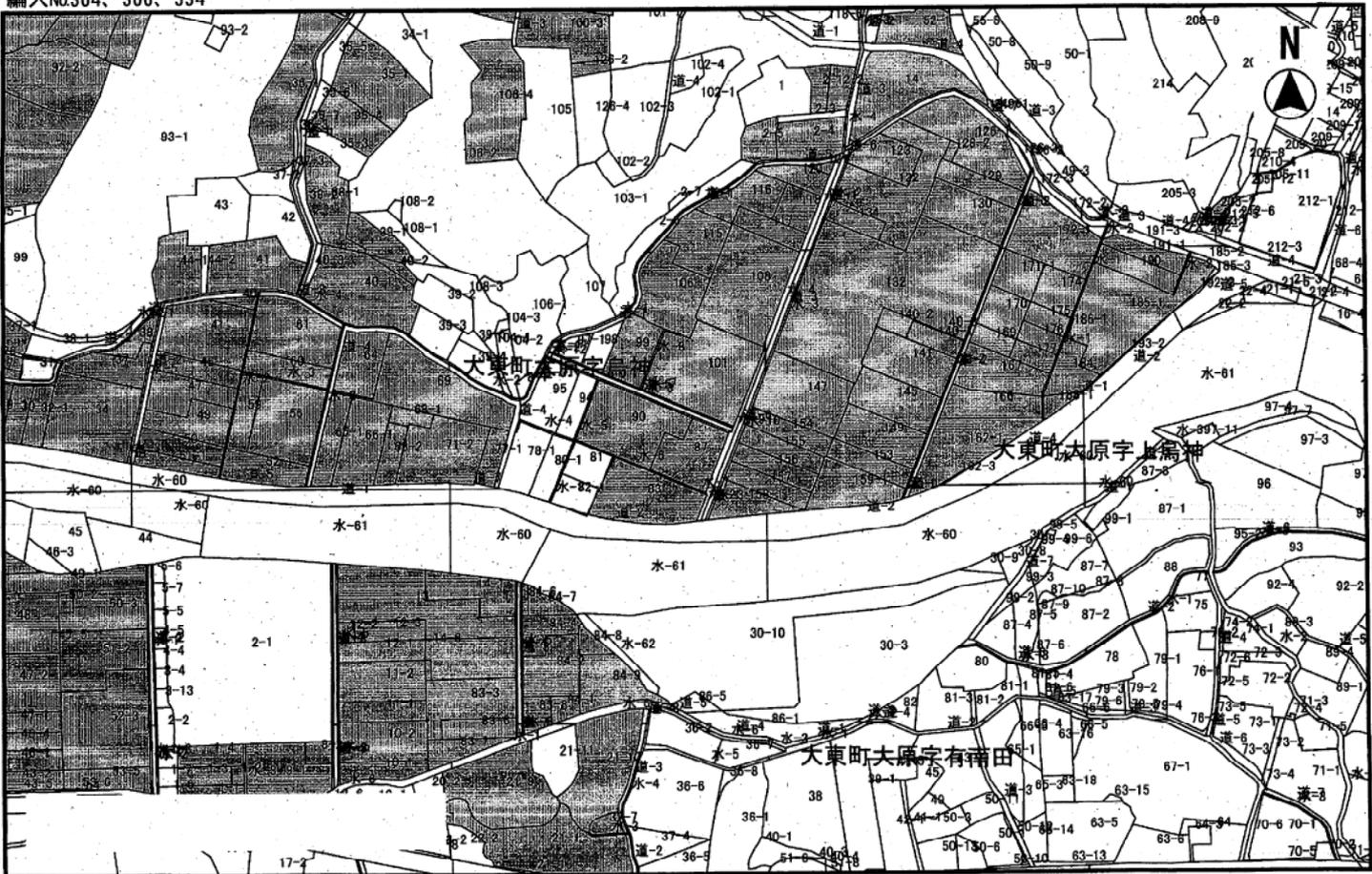
編入No.301



縮尺 1 : 1411  
10 5 0 10 20 30 40 50 60

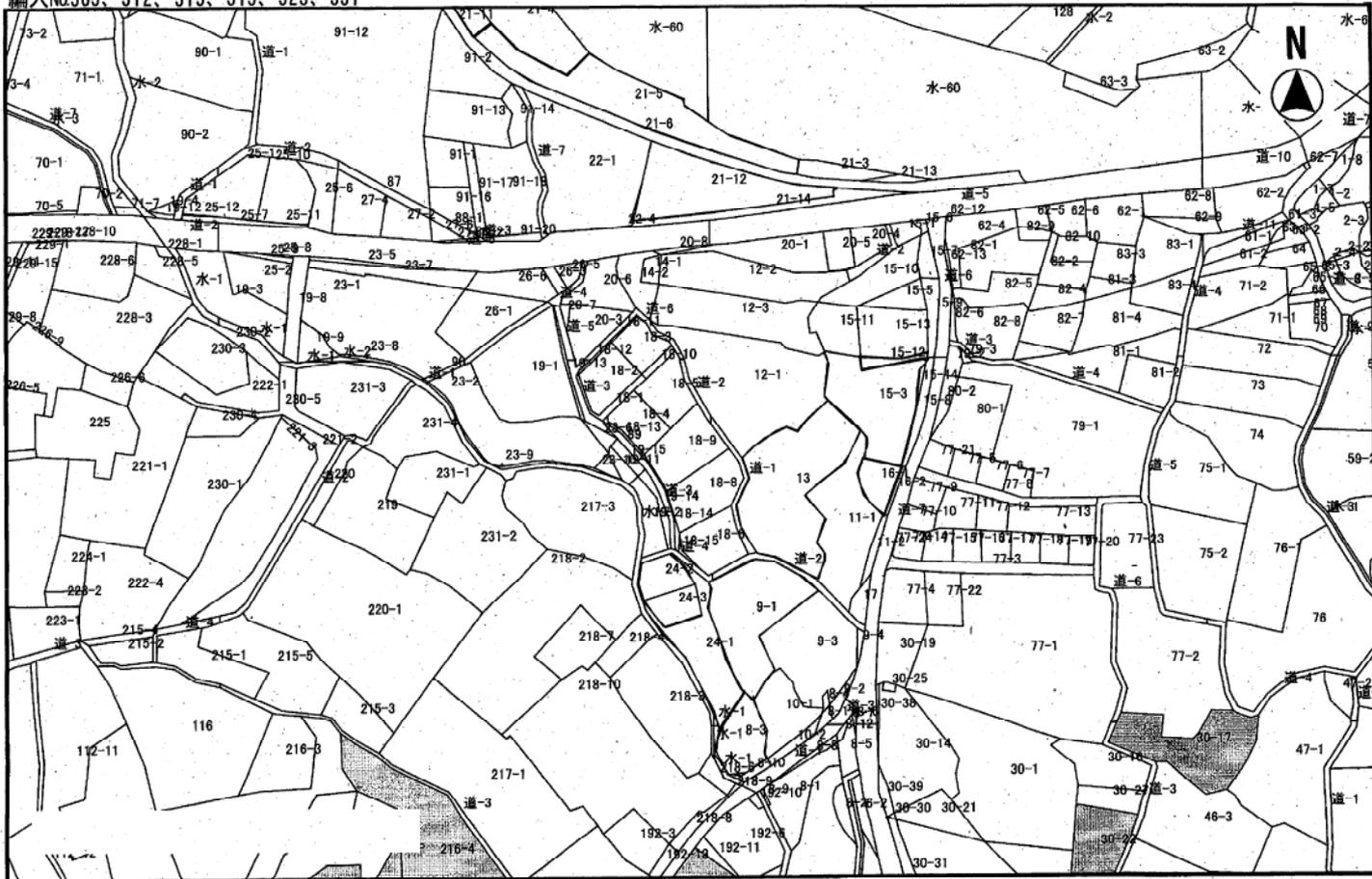


縮尺 1 : 2500  
 20 30 40 50 60 70 80

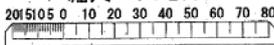


縮尺 1 : 3100  
 20 30 40 50 60 70 80

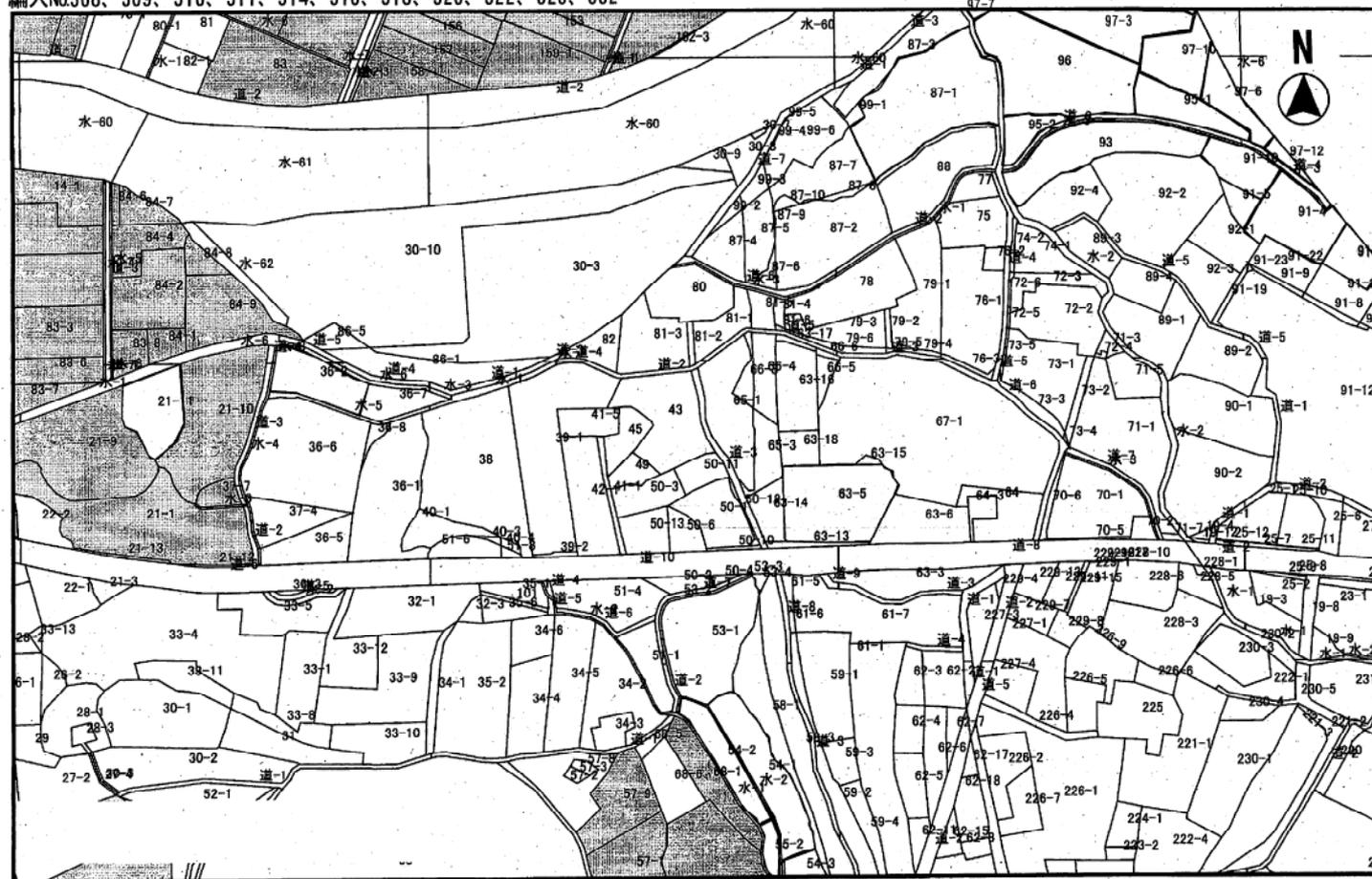
編入No.305、312、313、315、323、331



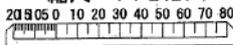
縮尺 1:2000



編入No.308、309、310、311、314、316、318、320、322、325、332



縮尺 1:2420



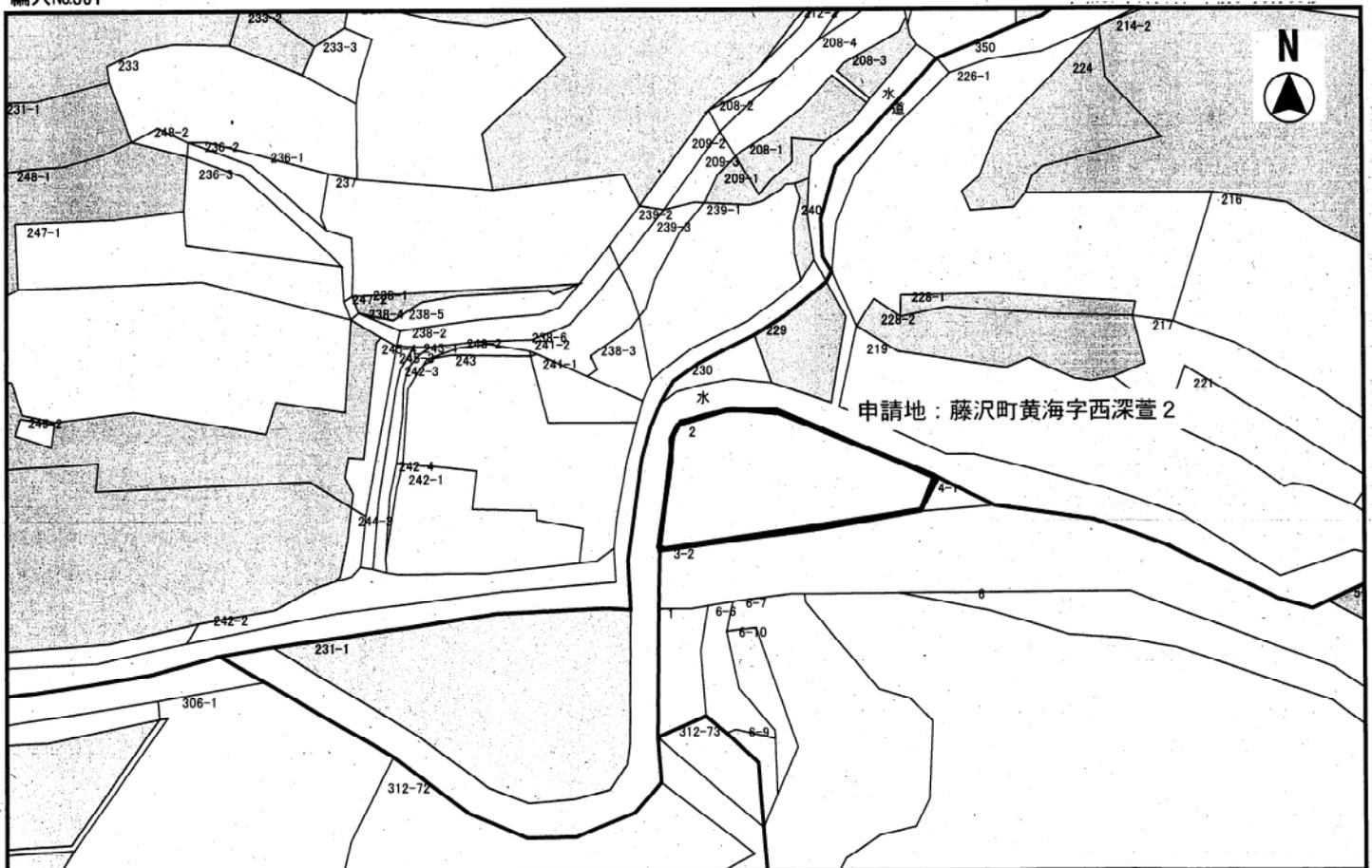


編入No.503



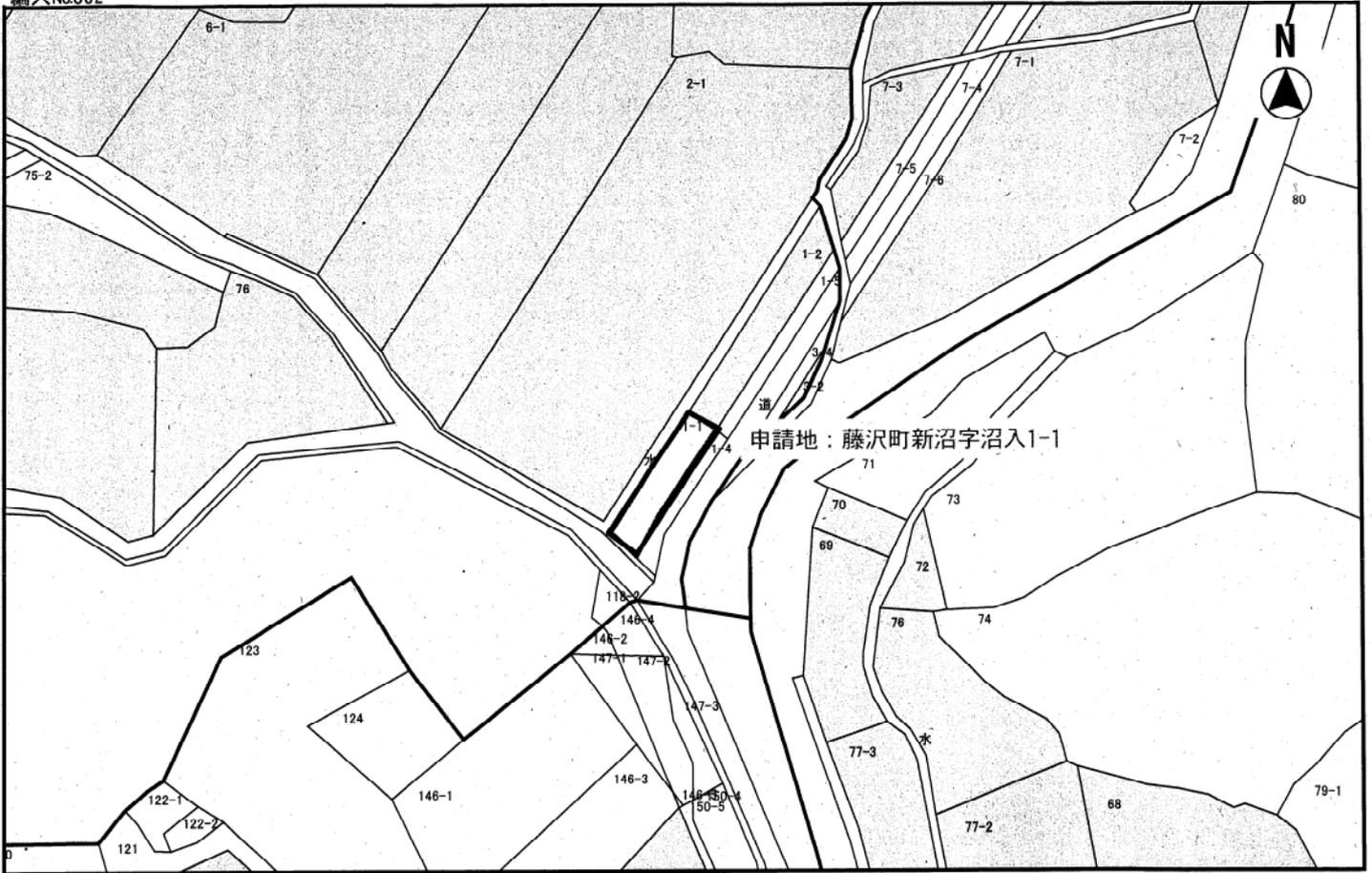
縮尺 1 : 2329  
0 10 20 30 40 50 60 70 80

編入No.801

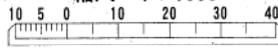


縮尺 1 : 1000  
0 10 20 30 40

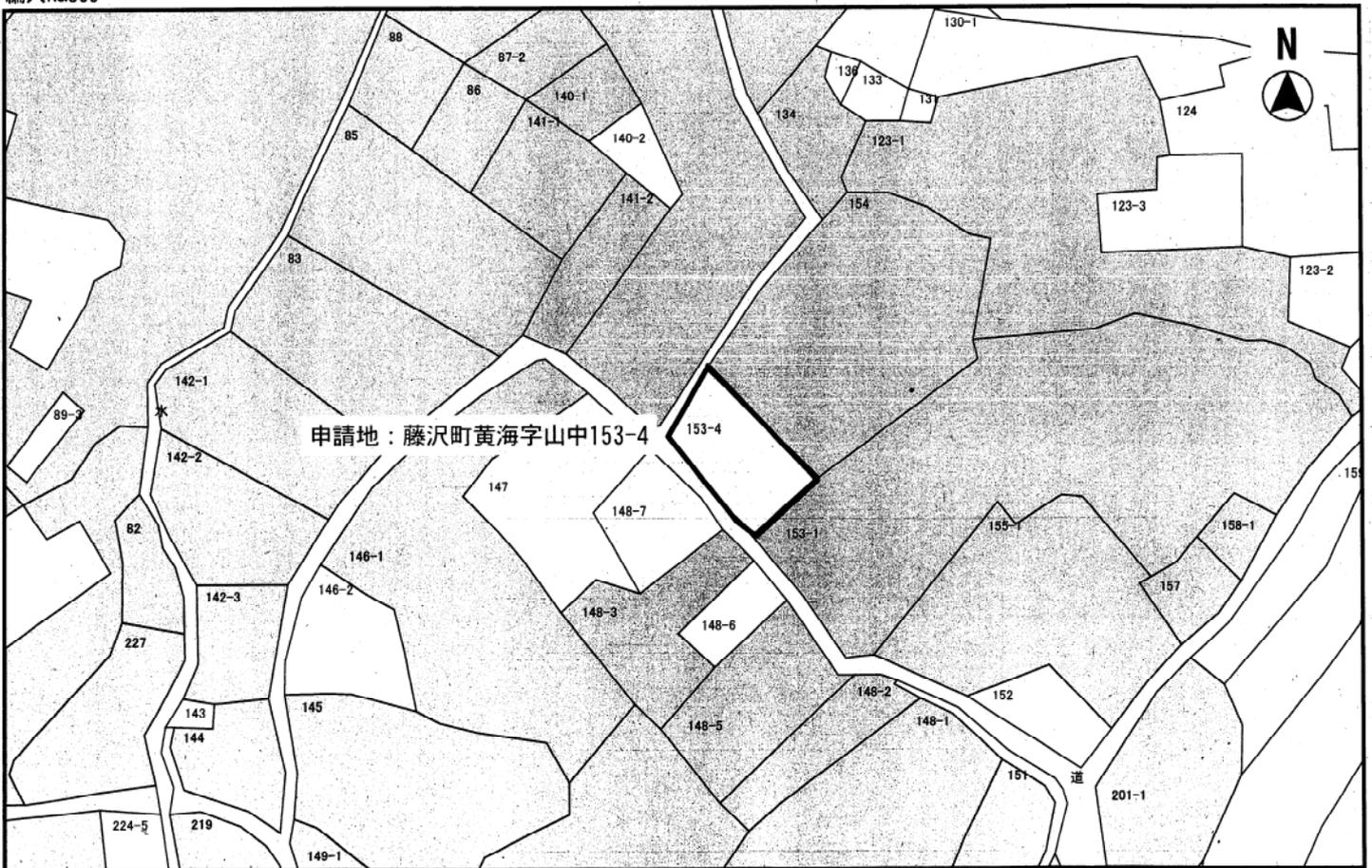
編入No.802



縮尺 1 : 1000



編入No.803



縮尺 1 : 1000

